

平成 24 年度版

武蔵野市の環境保全

— 環境施策に関する年次報告書 —

武 蔵 野 市

平成
24
年度版

武蔵野市の環境保全
― 環境施策に関する年次報告書 ―

武蔵野市

はじめに

本市は、環境と共生する持続可能な都市を構築するため、武蔵野市環境基本計画に基づき、様々な環境施策を展開しています。本報告書は、その推進の年次ごとの状況や成果について、武蔵野市環境基本条例第7条の規定により、報告、公表を行うものです。

あわせて、一事業所として本市が取り組む環境マネジメントシステム（ISO14001）及び武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画に基づく取組みの年次ごとの状況や成果について、報告、公表を行います。

目 次

第1章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

1. 計画の概要	1
2. めざす環境像と環境方針	1
3. 計画の体系図	2
4. 計画に基づく施策の推進の成果	
＜環境方針1＞	3
＜環境方針2＞	12
＜環境方針3＞	29
＜環境方針4＞	35
＜環境方針5＞	39
＜環境方針6＞	45

第2章 事業所としての市の取組み

1. 環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づく取組みの成果	71
2. 市役所地球温暖化対策実行計画の推進の成果	74

参考資料

1. 武蔵野市環境基本条例	77
2. 武蔵野市環境方針	79

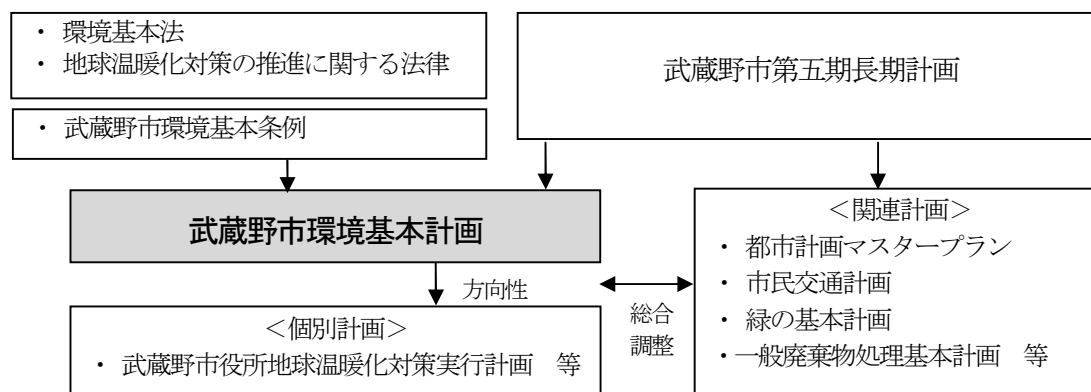
第1章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

武蔵野市環境基本条例第5条に基づき、武蔵野市環境基本計画を定め、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

1. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく、「地方公共団体実行計画〔区域施策編〕」



(2) 計画の期間

2011（平成23）年度から2015（平成27）年度まで（5年間）

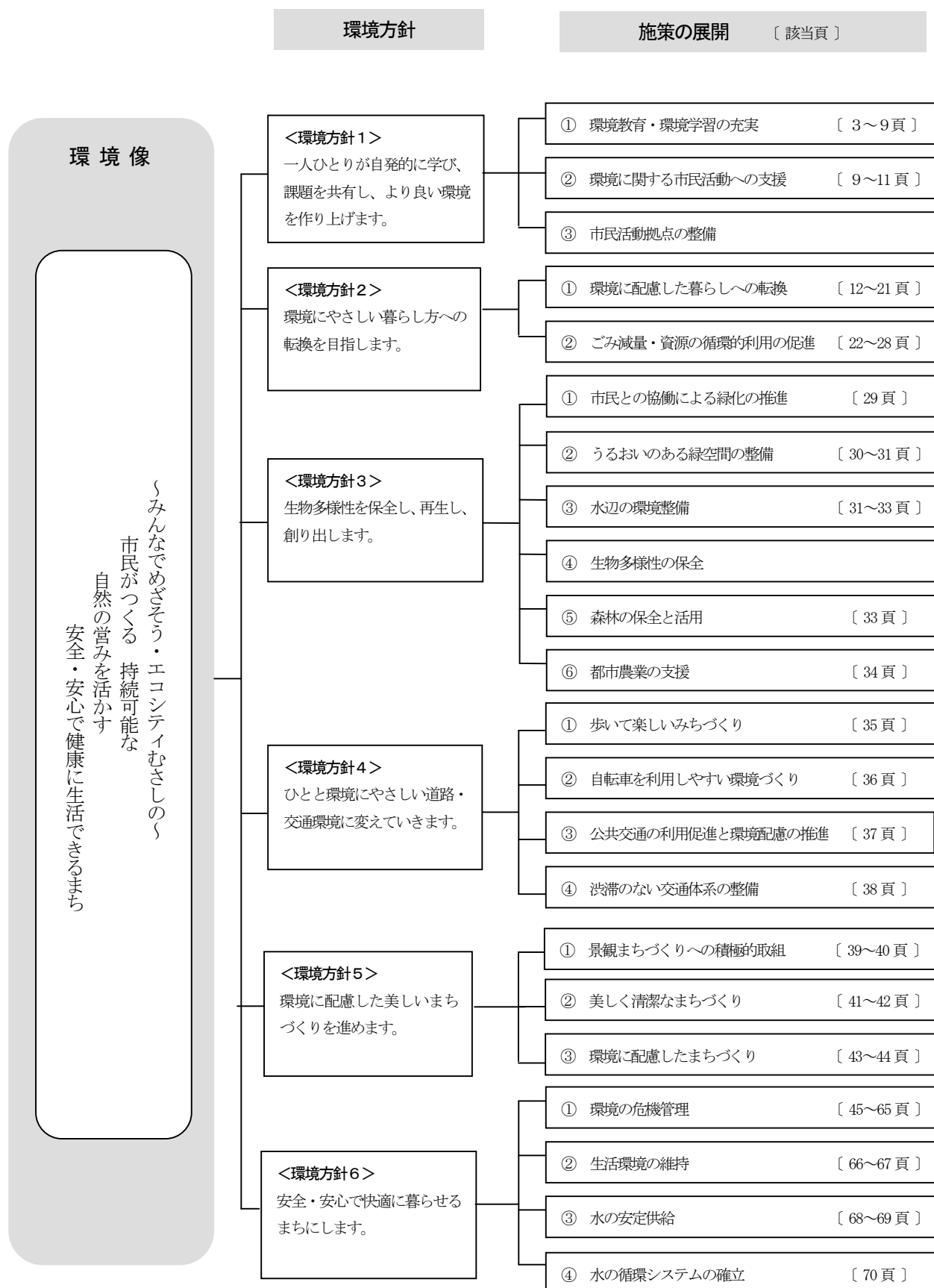
2. めざす環境像と環境方針

～みんなでめざそう・エコシティむさしの～

市民がつくる 持続可能な 自然の営みを活かす 安全・安心で健康に生活できるまち

- <環境方針1> 一人ひとりが自発的に学び、課題を共有し、より良い環境を作り上げます。
- <環境方針2> 環境にやさしい暮らし方への転換を目指します。
- <環境方針3> 生物多様性を保全し、再生し、創り出します。
- <環境方針4> ひとと環境にやさしい道路・交通環境に変えていきます。
- <環境方針5> 環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。
- <環境方針6> 安全・安心で快適に暮らせるまちにします。

3. 計画の体系図



4. 計画に基づく施策の推進の成果

＜環境方針１＞ 一人ひとりが自発的に学び、課題を共有し、より良い環境を作り上げます。

環境学習等をととして市民一人ひとりが環境に関心を持ち、日常生活の中で自発的に環境について考え、行動していくことが大切であるため、①環境教育・環境学習の充実、②環境に関する市民活動への支援、③市民活動拠点の整備等の施策（事業）を実施しました。

施策① 環境教育・環境学習の充実

事業名	担当課（施設）	該当頁
1) 地域生活環境指標による環境情報の提供	総合政策部 企画調整課	4
2) 市報等による環境情報の提供	総合政策部 秘書広報課	4
3) 環境関連図書の貸出	市民部 生活経済課（消費生活センター）	4
4) 武蔵野市の環境保全（年次報告書）	環境部 環境政策課	4
5) むさしの環境フェスタ	環境部 環境政策課・ごみ総合対策課 クリーンセンター・下水道課 緑のまち推進課	4
6) 副読本「ごみトコトン減らし読本」	環境部 ごみ総合対策課	4
7) 講座・体験・見学による環境学習の推進、啓発	環境部 ごみ総合対策課	5
8) 環境報告書（クリーンセンター）	環境部 クリーンセンター	5
9) クリーンセンター施設見学	環境部 クリーンセンター	5
10) クリーンセンター環境講座	環境部 クリーンセンター	6
11) クリーンセンター環境図書コーナー	環境部 クリーンセンター	6
12) 親子棚田体験事業	子ども家庭部 児童青少年課	6
13) 鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業	子ども家庭部 児童青少年課	6
14) 遠野市家族ふれあい自然体験事業	子ども家庭部 児童青少年課	7
15) むさしのジャンボリー	子ども家庭部 児童青少年課	7
16) 家族で楽しむ！二俣尾自然体験事業	子ども家庭部 児童青少年課	7
17) ハバロフスク市との青少年交流事業	子ども家庭部 児童青少年課	7
18) セカンドスクール・プレセカンドスクール	教育部 指導課	8
19) 小中学校における環境学習の実施	教育部 指導課	9
20) 森林体験教室	教育部 生涯学習スポーツ課	9

1)	地域生活環境指標による環境情報の提供	担当課	企画調整課
----	--------------------	-----	-------

市民と市職員が利用できる共通の政策情報集として作成した平成21年版武蔵野市地域生活環境指標をA4版とCD-ROM版で提供しました。

都市計画、環境、防犯・防災、福祉、医療、教育など生活環境に関わる多様なデータを地図情報として視覚的に表現し、加えて、市の基礎統計や近隣都市との比較をまとめた包括的な市政情報集です。

2)	市報等による環境情報の提供	担当課	秘書広報課
----	---------------	-----	-------

市報、季刊誌、市ホームページ、むさしのキッズページ等の広報媒体を通じて、市民や市内事業者に環境情報を積極的に提供し、環境問題に対する意識啓発を行いました。

3)	環境関連図書の貸出	担当課	生活経済課 (消費生活センター)
----	-----------	-----	---------------------

消費生活関連図書の中で環境に関連した図書の貸出を行いました。

4)	武蔵野市の環境保全(年次報告書)	担当課	環境政策課
----	------------------	-----	-------

市の環境施策の年次報告書として、「武蔵野市の環境保全」(本書)を発行しました。

5)	むさしの環境フェスタ	担当課	環境政策課、ごみ総合対策課 クリーンセンター、下水道課 緑のまち推進課
----	------------	-----	---

市民(団体)・事業者・行政の環境に関する取組を紹介し、市民一人ひとりに環境について関心を持ってもらために、第5回むさしの環境フェスタを開催しました。

開催日 平成24年10月21日(日) 会場 クリーンセンター 来場者数 1,500名

主な内容 ・市民(団体)、事業者、小学生、行政等による環境に関する展示

[出展者数 30団体、主な出展内容 再生可能エネルギー設備の紹介、環境学習の取組みの紹介、身近な生きものとのふれあい体験等]

- ・クリーンセンター施設見学会
- ・新クリーンセンター(仮称)パネル展示
- ・おもちゃの交換会

6)	副読本「ごみトコトン減らし読本」	担当課	ごみ総合対策課
----	------------------	-----	---------

子どもたちが、自分たちの暮らしと環境にどのような関わりがあるかを知り、環境に配慮した生活を行うようになることを目的に、市主催事業に参加した子どもたちや来庁した子どもたちへ配布するため、「ごみトコトン減らし読本」として配布しました。

7)	講座・体験・見学による環境学習の推進、啓発	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------------------	-----	---------

○夏休みごみ探検隊の実施

次世代を担う子どもたちに、ごみの収集体験や中間処理施設の見学、処分場近隣の青梅丘陵での自然体験を通じて、ごみの排出、処理、ごみの行方について知ってもらい、ごみの減量やごみと環境の関わり、自然環境保全に対する認識を深めてもらうことを目的として実施しました。

実施日	平成24年8月22日（水）
参加者数	40名
実施内容	・ごみ収集車積込体験 ・加藤商事リサイクルプラント見学 ・青梅市風の子太陽の子広場で自然観察体験 講師：須田孫七、須田研司、桶田太一、木村有紀子

○ゲストティーチャー（出前授業）

市内の小学校（主に4年生）や中学校の授業に、ごみ総合対策課の職員が出向き、ゲストティーチャーとして授業に参加し、ごみ減量についてのコメントやごみ分別・減量・現状等についてのDVD・ビデオプロジェクターによる説明、ごみ分別カード、武蔵野ごみチャレンジ600グラムのごみの重さ体験、マイ箸袋作り講習等を実施しました。

平成24年度は4月及び5月に、庁内プロジェクト環境教育チームで生ごみの堆肥化によるプログラムを作成し、「生ごみを活用した野菜づくり」として第一小学校4年生を対象に実施しました。

8)	環境報告書（クリーンセンター）	担当課	クリーンセンター
----	-----------------	-----	----------

クリーンセンターの活動に伴う環境への配慮や取組状況を、分かりやすく説明し、市民に公表するため、市ホームページに掲載するほか、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業に伴う住民説明会や委員会、協議会で、「環境報告書2012」を配布しました。

9)	クリーンセンター施設見学	担当課	クリーンセンター
----	--------------	-----	----------

申込制で見学を受け付け、主に、市内の小学校4年生が社会科見学で訪れました。

施設の見学・視察状況

年度	小・中学校		その他		合計	
	団体数	人数（人）	団体数	人数（人）	団体数	人数（人）
20	15	1,010	25	262	40	1,272
21	18	1,238	28	424	46	1,662
22	17	1,098	25	222	42	1,320
23	14	927	19	234	33	1,161
24	16	1,255	20	248	36	1,503

10)	クリーンセンター環境講座	担当課	クリーンセンター
-----	--------------	-----	----------

クリーンセンター3階にあるオープンハウスを拠点とし、1～2ヶ月に1回のペースで、市内で活動する様々な市民団体等が環境に関する講座を行いました。楽しみながら気軽に参加できて、環境について学ぶことが出来る、敷居の低い講座を目指しました。また、子ども連れの方にも参加してもらえるように、保育サービスを無料で行いました。

回	実施日	内 容	参加者
第18回	平成24年5月12日	美味しい野菜の育て方教えます（武蔵野市）	29名
第19回	平成24年6月20日	こんなに便利！ふろしき利用術（武蔵野市ごみゼロ連絡会）	20名
第20回	平成24年8月20日	美味しい野菜の育て方教えます～野菜づくりは元気の秘訣～ （NPO法人大地といのちの会）	28名
第21回	平成24年10月31日	世界の自然を巡る～母なる大地のエコロジー～ （アースマンシップ自然環境教育センター）	10名
第22回	平成25年3月26日	親子ケータイ分解教室（株式会社リーテム）	15名

年度	21	22	23	24
実施回数	1	8	7	5
参加者数	4	108	176	102

※平成22年3月より開始

11)	クリーンセンター環境図書コーナー	担当課	クリーンセンター
-----	------------------	-----	----------

クリーンセンター3階のオープンハウスに環境関連の図書・雑誌・行政書類等を取り揃え、図書については貸出を、雑誌・行政書類等については閲覧を行いました。

12)	親子棚田体験事業	担当課	児童青少年課
-----	----------	-----	--------

都会を離れての一泊二日の農業体験（田植・収穫）を、親子・家族で行いました。棚田農業が食糧生産だけでなく、自然環境保全に果たす役割を学ぶと共に、家族と一緒に農業を体験し、農業の楽しさ、大切さを体感するきっかけ作りを行いました。

実施日	内容	参加人数
平成24年5月19日（土）～5月20日（日）	田植	12家族31名
平成24年9月15日（土）～9月16日（日）	収穫	8家族20名

13)	鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業	担当課	児童青少年課
-----	-------------------	-----	--------

鳥取県との共同企画です。都会と違うゆったりした時間の流れる鳥取県の豊かな自然の中で、親子・家族で様々な体験を共有し、農林漁業を含めた様々な自然体験を行い、都市と農村の相補関係を理解することを目的としました。

実施日	平成24年8月23日（木）～8月27日（月） 4泊5日
行 先	岩美町・鳥取市鹿野町・鳥取市佐治町・鳥取市河原町・若桜町・八頭町
参加者	29家族・90名

14)	遠野市家族ふれあい自然体験事業	担当課	児童青少年課
-----	-----------------	-----	--------

友好都市・遠野市で行う家族参加の自然体験事業です。遠野市の豊かな自然環境の中で、特徴ある民俗風土に根ざした生活体験を通じて、自然・家族・地元との3つのふれあいをねらいとしました。
平成16年度に開始し、平成23年度からは隔年で実施しています（平成24年度は実施なし）。

15)	むさしのジャンボリー	担当課	児童青少年課
-----	------------	-----	--------

「市立自然の村（長野県川上村）」において、小学校4年生～6年生を対象に実施しました。便利社会になった日常生活から離れ、厳しい自然環境の中で自己を律し、共同生活をすることで、子どもたちの「自立心」「創造性」「豊かな心」を育み、子どもたちに自然環境の大切さを学んでもらう事業です。
自然にふれあうことを通じ、自然環境の保護の必要性を認識し、また、キャンプを通して材料、燃料の節約やごみの分別等を学びました。

年度	20	21	22	23	24
参加児童数	856	924	951	951	896
参加指導者数	449	490	524	525	508

16)	家族で楽しむ！二俣尾自然体験事業	担当課	児童青少年課
-----	------------------	-----	--------

「二俣尾・武蔵野市民の森・自然体験館」において、家族を対象とし、本市ではできない自然体験を実施することで、森林を含む自然環境に対する意識の向上を図りました。
実施日 平成24年9月1日（土） 参加者数 6家族20名

17)	ハバロフスク市との青少年交流事業	担当課	児童青少年課
-----	------------------	-----	--------

青少年の自然体験促進と国際交流を目的とし、隔年で、ロシア連邦ハバロフスク市との中学・高校生の相互派遣を行っています。大自然の中で生活し、また環境保全活動に参加する中で、次代を担う青少年が自然の偉大さを体感し、自然との共存、国際的な環境問題等について考える機会を提供します。
平成24年度は、本市から20名の青少年を派遣し、両市の青少年が交流を図りました。

18)	セカンドスクール・プレセカンドスクール	担当課	指導課
-----	---------------------	-----	-----

全市立小学校5年生、中学校1年生を対象にセカンドスクール、小学校4年生を対象にプレセカンドスクールをそれぞれ実施しました。

自然とのふれあいを通して、自然と人間との共生、環境保全の必要性等、自然を大切にしようとする態度を育てることを環境面の目標としました。

○セカンドスクール

＜小学校5年生＞

学 校 名	実 施 日	実施場所
第一小学校	9/28～10/4	新潟県魚沼市
第二小学校	9/23～9/30	富山県南砺市利賀村
第三小学校	6/22～6/28	群馬県利根郡片品村
第四小学校	5/31～6/6	長野県飯山市
第五小学校	9/21～9/27	新潟県南魚沼市
大野田小学校	6/21～6/27	長野県飯山市
境南小学校	9/18～9/24	長野県飯山市
本宿小学校	9/27～10/4	新潟県南魚沼市
千川小学校	9/28～10/4	新潟県南魚沼市
井之頭小学校	9/26～10/3	長野県飯山市
関前南小学校	10/9～10/15	長野県飯山市
桜野小学校	9/23～9/29	長野県飯山市

＜中学校1年生＞

学 校 名	実 施 日	実施場所
第一中学校	9/25～9/29	長野県北安曇郡白馬村
第二中学校	5/22～5/26	新潟県十日町市
第三中学校	5/24～5/28	長野県大町市
第四中学校	9/26～9/30	長野県飯田市
第五中学校	5/24～5/28	長野県安曇野市
第六中学校	9/5～9/9	長野県安曇野市

○プレセカンドスクール

＜小学校4年生＞

学 校 名	実 施 日	実施場所
第一小学校	9/19～9/21	東京都西多摩郡檜原村
第二小学校	10/17～10/19	山梨県南都留郡富士河口湖町
第三小学校	6/6～6/8	新潟県南魚沼市
第四小学校	10/17～10/19	群馬県利根郡片品村
第五小学校	10/3～10/5	山梨県南都留郡山中湖村
大野田小学校	6/2～6/4	山梨県北杜市
境南小学校	10/3～10/5	山梨県南都留郡富士河口湖町
本宿小学校	6/6～6/8	新潟県南魚沼市六日町
千川小学校	10/10～10/12	東京都西多摩郡檜原村
井之頭小学校	10/17～10/19	群馬県利根郡片品村
関前南小学校	9/12～9/14	東京都西多摩郡檜原村
桜野小学校	9/12～9/14	山梨県南都留郡山中湖村

19)	小中学校における環境学習の実施	担当課	指導課 (小学校・中学校)
-----	-----------------	-----	------------------

各市立小・中学校において、各教科や総合的な学習の時間等の学習内容と関連付け、地域の自然やビオトープ等を活用した特色ある環境学習を実践しました。

また、セカンドスクールやプレセカンドスクールで学んだことを生かし、環境保全についての児童・生徒の実践的態度を育てました。

20)	森林体験教室	担当課	生涯学習スポーツ課
-----	--------	-----	-----------

「二俣尾・武蔵野市民の森」を活用し、年齢や季節に合わせた多様なプログラムを通じて、日常の生活では得がたい自然体験や林業体験事業を実施し、自然の中で生きる術、人間と森林が共存する知恵を学びました。

回	実 施 日	内 容	参加者
第1回	平成24年6月9日（土）	間伐、木の皮むき、道具の使い方、基地作り	18名
第2回	平成24年9月22日（土）	森の中を歩きながら、動植物の生態や地下水の流れ等の話を聞く。間伐、丸太切り、森の地図作りの体験	30名
第3回	平成24年11月24日（土）	同上	31名

施策② 環境に関する市民活動への支援

	事 業 名	担 当 課（ 施 設 ）	該当頁
1)	マイクロバスの運行	市民部 市民活動推進課	9
2)	環境美化推進員活動の推進	環境部 ごみ総合対策課	10
3)	クリーンむさしのを推進する会への支援・協働事業	環境部 ごみ総合対策課	10
4)	子ども自然体験指導者講習会	子ども家庭部 児童青少年課	11
5)	中学生・高校生リーダー講習会	子ども家庭部 児童青少年課	11

1)	マイクロバスの運行	担当課	市民活動推進課
----	-----------	-----	---------

市や関連する団体が実施している環境に関連する視察や勉強会に、マイクロバスを貸し出すことにより、市民の活動をサポートし、活動の幅を広げました。

環境に関する研修等への貸出件数

	件数	(マイクロバス使用総件数)
平成24年度	12件	(122件)

2	環境美化推進員活動の推進	担当課	ごみ総合対策課
---	--------------	-----	---------

廃棄物の発生の抑制・減量を推進することのほか、地域環境の美化活動を推進し、市内全域における「まちの美化」向上を図ることを目的として活動しました。

平成 24 年度 環境美化推進員による活動	
環境美化タウンウォッチング及びタウンクリーニング（清掃活動）の実施	市内13地域
タウンウォッチング報告書の作成	市内13地域
市職員との協働タウンクリーニング（清掃活動）の実施	市内13地域のうち、2地域ずつ実施
支部長会議	市と情報交換、意見・感想の場
研修の実施	秋季ごみ関連施設見学研修会 （武蔵野市の事業系ごみについて及びジェイ・アール・エス三ヶ島工場 43 名参加） 冬季研修 地域活動交流会
統一タウンウォッチング・タウンクリーニング	24年度より研修会のうち1回を統一TW・統一TCとして美化推進員全員によるキャンペーン行動を9月に吉祥寺で実施
ごみ分別・減量の啓発活動	市主催事業への協力活動 ごみゼロデー・市内一斉清掃
各地域での活動	地域パトロール 地域のお祭りでの、ごみ分別指導等

3	クリーンむさしのを推進する会への支援・協働事業	担当課	ごみ総合対策課
---	-------------------------	-----	---------

全市的に組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に対して、補助金の交付等を通して、地域でのごみ減量・資源化への実践活動を支援しました。また、同会と、フリーマーケット事業の運営、「武蔵野ごみニュース」の全戸配布、イベントごみの分別指導等を、協働事業として実施しました。

補助金交付・協働事業委託実績	
補 助 金 額	4,000,000円
協働事業委託	825,155円
ごみ減量情報誌配布委託	1,359,204円

活 動 実 績	
・市民の生ごみ処理容器購入あっせん	コンポスター 130リットル型10台 70リットル型1台
・ごみ問題地域集会の開催	12地域12会場
	参加者数計382名
・ごみ関連施設見学研修会実施	参加者数計66名
・減量活動等	イベントごみ分別指導 まつりの飲食容器の脱プラスチック化 （バガス容器の斡旋事業） プチエコキャンペーン フリーマーケットでのごみ減量アピール等

4)	子ども自然体験指導者講習会	担当課	児童青少年課
----	---------------	-----	--------

むさしのジャンボリー等で利用する「市立自然の村」周辺の動植物や天体、気象等の知識を持った指導者を育成しました。（平成23年度より隔年事業）

回	開催日	主な講習内容	参加人数
第1回	平成24年9月13日(木)	子どもの指導者としての役割・指導方法	20人
第2回	平成24年9月20日(木)	気象・星座の基礎知識	22人
第3回	平成24年9月29日(土) ～30日(日)	市立自然の村での宿泊講習 テント設営、キャンプファイヤー、野外炊事等	19人

5)	中学生・高校生リーダー講習会	担当課	児童青少年課
----	----------------	-----	--------

中学生・高校生が地域社会の担い手として活躍できる力（知識・意識・ノウハウ）を身に付けられるように、公共施設や地域社会の組織を利用して、野外活動等の体験事業を行いました。（平成14年度から実施）

年度	20	21	22	23	24
延参加者数	483	623	842	711	763
登録者数	63	68	66	72	67

＜環境方針２＞ 環境にやさしい暮らし方への転換を目指すための取組

地球環境資源を大切に守り、持続可能な社会を築いていくために、資源多消費型のライフスタイルからの転換や社会経済システムの変革を図るため、①環境に配慮した暮らしへの転換、②ごみ減量・資源の循環的利用の促進等の施策（事業）を実施しました。

施策① 環境に配慮した暮らしへの転換

	事業名	担当課（施設）	該当頁
1)	庁用車への低公害車の導入の推進	財務部 管財課	13
2)	庁舎における省エネルギー・省資源の取組	財務部 管財課	13
3)	グリーンコンシューマー育成事業	市民部 生活経済課（消費生活センター）	14
4)	消費生活展（くらしフェスタ）	市民部 生活経済課（消費生活センター）	14
5)	打ち水大作戦・環境展等の環境啓発事業	環境部 環境政策課	14
6)	太陽エネルギー利用設備・高効率給湯設備の設置に対する助成金の交付	環境部 環境政策課	15
7)	グリーン購入の推進	環境部 環境政策課	16
8)	グリーンパートナー事業	環境部 環境政策課	16
9)	事業所向け省エネルギー診断	環境部 環境政策課	17
10)	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん	環境部 環境政策課	17
11)	公共施設への太陽光発電システムの設置	環境部 環境政策課	18
12)	燃料電池コージェネレーションシステム	環境部 環境政策課	19
13)	新たなエネルギー活用検討事業	環境部 環境政策課	19
14)	焼却排熱の利用	環境部 クリーンセンター	19
15)	公立保育園における「涼」環境	子ども家庭部 保育課	19
16)	雨水貯留槽購入助成制度	環境部 下水道課	20
17)	エコライフ体験機器の貸出	都市整備部 住宅対策課	20
18)	節水の広報	水道部 総務課	20
		財務部 施設課	
19)	公共施設の建築・工事における環境配慮	環境部 下水道課・緑のまち推進課 都市整備部 交通対策課・道路課	21

1)	庁用車への低公害車の導入の推進	担当課	管財課
----	-----------------	-----	-----

環境確保条例に基づき、自動車の使用合理化や低公害車の導入等を記載した自動車環境管理計画書を知事に提出し、またその実績を報告しました。

導入実績（平成 24 年度末時点）

	平成 24 年度導入台数	平成 24 年度末累計台数
指定低公害車	0 台	28 台
電気自動車 ※	0 台	0 台
天然ガス自動車 ※	0 台	13 台
ハイブリッド自動車 ※	0 台	8 台
その他 ※	0 台	7 台

※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、その他は指定低公害車の内数です。
※道路運送車両法上の自動車（二輪を除く）台数を計上しています。

2)	庁舎における省エネルギー・省資源の取組	担当課	管財課
----	---------------------	-----	-----

<庁舎の節電の徹底>

地球環境への負荷軽減と、経費節減のため、省エネルギー対策を継続して実施しました。本庁舎においては、平成8年以来、節電について周知を図っていますが、平成11年11月に改めて、①昼休み等勤務時間外の照明を必要最小限に抑え、机上のスタンド等の不要な照明は消灯すること、②最後の退庁者は、必ず消灯して退庁すること、③OA機器は不使用時には、電源を切ることを周知徹底しました。さらに、平成12年度から平成13年度にかけて、本庁舎の照明機器を全館省エネタイプに取り替え、反射板、紐スイッチの取り付けを機に、節電の周知を図りました。

平成15年度からは夏期省エネ推進月間を、平成16年度からは冬期省エネ推進月間を設定し、室温28℃設定と軽装執務励行、エレベータ1基停止等により省エネを推進しています。

平成23年度は、東日本大震災後の電力不足を受け、さらなる節電対策により、夏期は前年度比約23%の削減を達成し、平成24年度についても引き続き節電に取り組みました。

<省エネルギーのための設備改修>

竣工後25年以上が経過し、劣化が進む市庁舎空調設備の改修工事を、平成13年度から平成15年度の3カ年をかけて実施しました。改修工事にあたっては、環境と省エネルギーに配慮した改修を行うこととし、平成13年度にはエネルギー源としての太陽光発電設備（多結晶型太陽光システムパネル300枚）を車庫棟二階に設置し、年間約30,000kWhの電力をまかなえるようにしました。平成14年度には、クリーンセンターの廃熱蒸気を利用するため、蒸気管理設工事及び熱交換器工事を行い、灯油57,000ℓ／年間（平成14年度比）を削減できました。

平成19年5月に竣工した西棟増築部分については、自動調光の照明器具、人感センサー付の照明器具を導入し、省エネルギーを推進しています。

また、従来より西棟屋上の雨水を貯蔵し、雑用水に活用し節水を図っており、平成24年度からは、東南棟の屋上の雨水も貯蔵し、西棟のトイレの排水に利用するなど、さらなる節水を図っています。

東南棟については、平成21年は、中央階段照明、平成22年には、地下1階女子更衣室、通路をそれぞれ人感センサー付きの照明器具に変更、平成23年度は、議場等の照明及び市民ホールの照明のLED化の実施、平成24年度は、一部会議室の照明のLED化、男子トイレ及び女子トイレの更新に伴い、節水タイプの便器と人感センサー付きのLED照明を導入しました。

3) 4)	グリーンコンシューマー育成事業 消費生活展（くらしフェスタ）	担当課	生活経済課 （消費生活センター）
----------	-----------------------------------	-----	---------------------

グリーンコンシューマーとは、環境に配慮して買い物をする消費者のことです。環境にやさしい商品を積極的に買うことで、経済社会の仕組みを変え、地球環境を守っていく運動が、グリーンコンシューマー運動です。

市では、年間を通してこのような運動を支援するとともに、環境問題をテーマとした講座を開催する等、啓発に努めました。消費生活展では、市内団体の消費生活に関する活動の成果を発表し、その中で環境問題についての情報発信も行いました。

講座の開催

月 日	テーマ	対 象	講師・見学先等
平成 24 年 6 月 19 日 (火)	バス研修会 中間処理施設見学	むさしの消費者ス クール受講生	講師：加藤商事 社員
平成 24 年 7 月 18 日 (水)	講座 値上げに負けない 「節電・節水・エコの知恵」	一般市民	講師：生活コラムニスト ももせ いづみ 氏
平成 24 年 9 月 18 日 (火)	施設見学「クリーンセンター」 講座 「武蔵野市のごみ処理の現状」	むさしの消費者ス クール受講生	クリーンセンター 講師：クリーンセンター職員
平成 25 年 1 月 15 日 (火)	講座 「なべ帽子を使った省エネ料理」	むさしの消費者ス クール受講生	講師 東京第三友の会吉祥寺方面 会員
平成 25 年 2 月 19 日 (火)	講座 「生活と水」	むさしの消費者ス クール受講生	市水道部 水質検査員

消費生活展(くらしフェスタむさしの 2012)の開催

月 日	テーマ	場 所	参加団 体数
平成 24 年 10 月 12 日 (金)～13 日 (土)	つづける つたえる 暮ら しのちから	武蔵野プレイス 1 階ギャラリー	8 団体
平成 24 年 12 月 11 日 (火)～12 月 14 日 (金)	同上 (二次展示)	市役所 1 階ホール	7 団体
平成 25 年 2 月 21 日 (木)～2 月 28 日 (木)	同上 (二次展示)	吉祥寺南町コミュニティセンター	6 団体

5)	打ち水大作戦・環境展等の環境啓発事業	担当課	環境政策課
----	--------------------	-----	-------

＜武蔵野打ち水大作戦 2012＞

市役所本庁舎や外局施設において、プールや浴槽の残り水等を使用した「打ち水」を実施しました。（平成 16 年度から実施）また、地域連携として成蹊大学と協働し、打ち水の効果についてデータ測定を行ないました。測定結果から、打ち水により一定時間、路面温度が 3～6℃程度低下しました。

開催期間	参加者数	開催施設数
平成24年8月6日（月）～10日（金） （6日は雨天のため中止）	のべ850名	42施設

＜環境展＞

環境省が提唱する「環境月間」にあわせて、パネル展示等を行いました。

開催日	会 場	来場者数	内 容
平成24年6月15日（金）～ 20日（水）	市役所 ロビー	のべ150名	再生可能エネルギー、節電

＜エコカレンダーの配布＞

電気・ガス・水道等の使用量を記録し、二酸化炭素の排出量を計算できる「エコ・カレンダー」を配布しました。
(平成 18 年度より実施)

＜エコワットの貸出＞

電気の使用量や使用料金等を測定できる「エコワット」の貸出を行いました。(平成 18 年度より実施)

年度	20	21	22	23	24
貸出件数 (件)	13	9	7	12	20

6)	太陽エネルギー利用設備・高効率給湯設備の設置に対する助成金の交付	担当課	環境政策課
----	----------------------------------	-----	-------

市域の家庭部門の二酸化炭素排出量を削減するため、住宅用の太陽エネルギー利用設備・高効率給湯設備の設置に対する助成を行っています。平成 24 年度は、太陽光発電システム、太陽熱温水器、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、ガス発電給湯器について助成を実施しました。

助成件数

年度	潜熱回収型給湯器	二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	ガス発電給湯器	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	太陽熱温水器	太陽光発電システム
20	232	40	16	1	0	19 (58.418kW)
21	319	62	5	3	2	97 (352.290kW)
22	256	81	4	21	1	116 (444.240kW)
23	178	32	0	39	2	123 (499.020kW)
24	—	—	1	45	2	139 (545.480kW)

(太陽熱温水器への助成は平成 20 年度から実施)

一件あたりの助成金額

年度	潜熱回収型給湯器	二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	ガス発電給湯器	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	太陽熱温水器	太陽光発電システム
20	20,000	30,000	40,000	100,000	50,000	1kWあたり 90,000 (最大 4kW まで)
21	20,000	30,000	40,000	100,000	50,000	1kWあたり 30,000 (最大 10kW まで)
22	20,000	30,000	40,000	100,000	50,000	1kWあたり 40,000 (最大 10kW まで)
23	10,000	15,000	40,000	100,000	50,000	1kWあたり 50,000 (最大 10kW まで)
24	—	—	40,000	100,000	50,000	1kWあたり 50,000 (最大 5kW まで。ただし 区分所有住宅の共用部 分は 10 kW まで)

※設置費用の 2 分の 1 相当額を上限とする。

7)	グリーン購入の推進	担当課	環境政策課
----	-----------	-----	-------

<グリーン購入>

「武蔵野市グリーン購入推進指針」に基づき、全庁的にグリーン購入（環境に配慮した製品の購入）に取り組みました。グリーン購入を推進することで、環境への負荷を少なくし、また、行政機関が組織的に購入することでグリーン製品の市場拡大を目指しました。

グリーン購入実績額 (円)

年度	20	21	22	23	24
単価契約	27,212,215	28,046,474	26,899,782	24,570,521	27,352,090
その他の契約	44,474,452	42,433,712	63,802,737	15,450,517	25,085,222
合 計	71,686,667	70,480,186	90,702,519	40,021,038	52,437,312

<印刷物の再生紙使用>

グリーン購入の取組の一環として、印刷物を作成する際の再生紙使用を推進しました。

外注印刷物の紙枚数及びコピー用紙の枚数

	外注印刷物の 件数 (件)	外注印刷物の 紙枚数 (枚)	コピー用紙の 枚数 (枚)	合計枚数 (枚)	対前年度比
20	817	35,106,966	26,265,900	61,372,866	10.7%減
21	851	34,019,083	27,296,770	61,315,853	0.09%減
22	779	39,221,692	28,012,852	67,234,544	9.7%増
23	719	41,717,849	27,800,038	69,517,887	3.4%増
24	640	35,512,510	28,492,771	64,005,281	7.9%減

(枚数はすべてA4換算)

外注印刷物における再生紙の使用率

	使用枚数 (枚)		
	再生紙	再生紙以外	再生紙の使用率
20	34,136,308	970,658	97.2%
21	32,564,702	1,454,381	95.7%
22	37,322,333	1,899,359	95.2%
23	37,873,019	3,844,830	90.8%
24	31,824,915	3,687,595	89.6%

(枚数はすべてA4換算)

8)	グリーンパートナー事業	担当課	環境政策課
----	-------------	-----	-------

環境に配慮した事業活動を行う事業者をグリーンパートナーとして登録し、事業者名の公表や情報提供等を行いました。（平成15年より開始）

(件)

年度	20	21	22	23	24
参加届出事業者数	11	3	—	1	2
脱届出事業者数	1	8	—	1	—
登録事業者数	213	208	208	208	210

9)	事業所向け省エネルギー診断	担当課	環境政策課
----	---------------	-----	-------

エネルギー使用量が一定規模以下の中小規模事業所を対象に、無料省エネ診断を実施しました。（平成21年度より開始）

実施件数		(件)		
年度	21	22	23	24
事業所数	6	2	2	2

10)	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん	担当課	環境政策課
-----	----------------------	-----	-------

市内の中小規模事業者が、省エネ診断の結果に基づき省エネ改修を行ったり、太陽光利用設備を設置する際に、金融機関から借り入れを行う場合、利子相当額と信用保証料の一部を補助しました。（平成21年度より開始）

11)	公共施設への太陽光発電システムの設置	担当課	環境政策課
-----	--------------------	-----	-------

再生可能エネルギーの普及促進や環境教育への活用、公共施設の防災機能の強化を図るため、公共施設に太陽光発電システムを設置しました。

<平成24年度設置場所>

- ・市立第五中学校（容量30kW）
- ・八幡町コミュニティセンター（容量5kW）
- ・北町保育園（容量10kW）
- ・吉祥寺南町コミュニティセンター（容量5.58kW）〔寄贈〕

<設置実績>

設置場所	容量	設置時期
市庁舎車庫棟屋上	1.8kW	平成6年4月
千川小学校校舎屋上	0.08kW	平成7年3月
テンミリオンハウスそ〜らの家	3.3kW	平成12年3月
関前南小学校校舎屋上	30kW	平成12年12月
0123はらっぱ	20kW	平成13年3月
市庁舎車庫棟屋上	30kW	平成14年3月
本宿小学校校舎屋上	30kW	平成14年3月
桜野小学校体育館屋上	10kW	平成14年3月
市民の森公園	3kW	平成14年12月
井之頭小学校校舎屋上	30kW	平成15年3月
第四小学校校舎屋上	30kW	平成16年3月
大野田小学校校舎屋上	20kW	平成17年3月
境南小学校東校舎屋上	30kW	平成18年3月
第三小学校校舎屋上	30kW	平成19年3月
第五小学校校舎屋上	30kW	平成20年3月
市営北町第1住宅壁面	3.8kW	平成20年3月
第一小学校校舎屋上	30kW	平成21年3月
市営桜堤住宅屋上	5.86kW	平成21年12月
第二小学校校舎屋上	30kW	平成22年3月
桜野小学校校舎屋上〔寄贈〕	10kW	平成22年3月
第六中学校校舎屋上	30kW	平成23年3月
第二中学校校舎屋上	30kW	平成24年3月
吉祥寺南町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年3月
第五中学校校舎屋上	30kW	平成24年10月
八幡町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年12月
北町保育園屋上	10kW	平成25年2月
吉祥寺南町コミュニティセンター屋上〔寄贈〕	5.58kW	平成25年3月

※その他、公園の時計や交差点マーク等に、太陽光パネルのついたものを導入しています。

12)	燃料電池コージェネレーションシステム	担当課	環境政策課
-----	--------------------	-----	-------

都市ガスと空気中の酸素の反応によって発電と給湯を行う「燃料電池コージェネレーションシステム」を運用しました。

設置場所…大野田小学校 出力…1kW 設置時期…平成17年4月（平成21年4月に入れ替え）

13)	新たなエネルギー活用検討事業	担当課	環境政策課
-----	----------------	-----	-------

エネルギー事業者や市民、学識経験者、行政等で構成する委員会を開催。既成市街地であり、エネルギー消費型都市である本市において、持続可能な社会を構築するために、「基礎自治体として何ができるのか、そして何をすべきか」という視点から、公共課題や目指すべきあり方、実現のための課題等の明確化を図りました。

14)	焼却廃熱の利用	担当課	クリーンセンター
-----	---------	-----	----------

クリーンセンターで発生した蒸気を、市役所庁舎や総合体育館等で、冷暖房や温水プールの熱源として、有効に利用しました。

利用蒸気量			(t)	
年度	総合体育館等	市庁舎	クリーンセンター 管理棟	クリーンセンター 機械設備
20	5,209	1,369	3,115	1,191
21	5,057	1,249	3,075	809
22	* 4,084	1,440	3,596	611
23	3,345	1,125	3,156	209
24	3,290	1,205	3,053	202

* 計器故障のため4月～7月分推定値含む

15)	公立保育園における「涼」環境	担当課	保育課
-----	----------------	-----	-----

平成14年度より、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境変化への対応と、保育園の子どもたちの発汗機能などの体温調節機能の健全な発達を促すため、夏場の保育室の環境をどのように整備していくかの検討と実践を重ねてきました。平成15年度以降、下表の通り「涼」環境を創出するための改修等を行い、運用しています。

保育園名	改修等の内容	改修年度
南保育園	I期（井戸設置、屋根散水、夜間換気、オーニング） II期（網戸、階段室熱溜り解消ダクト、東西通風、浸透桧）	15
境南保育園	網戸設置、通風対策、オーニング、遮熱カーテン、外壁日射対策ほか	16
吉祥寺保育園	屋上緑化、よしず設置、階段室換気対策、雨水利用貯水タンク設置	17

16)	雨水貯留槽購入助成制度	担当課	下水道課
-----	-------------	-----	------

雨水の有効利用により、環境面や災害の抑制・防災時の活用等、多面的な効果が期待できる雨水貯留槽の購入に対して助成をしました。

	容量	助成件数
雨水貯留槽	小型 (150ℓ 未満)	7 件
	中型 (150ℓ 以上)	10 件

17)	エコライフ体験機器の貸出	担当課	住宅対策課
-----	--------------	-----	-------

電気の使い方を見直したり、自然の恵みを日々の暮らしに生かすといった環境意識を高めるため、おひさま発電キットを貸し出しました。

	貸出件数	貸出期間
おひさま発電キット	10 件	平成 24 年 6 月～平成 25 年 3 月

18)	節水の広報	担当課	総務課 (水道部)
-----	-------	-----	-----------

全国水道週間（6 月 1 日～7 日）にあたり、6 月 1 日号市報に武蔵野市の水道事業に関する特集を組むとともに、浄水場見学会を開催し、水の情報公開・広報活動を行いました。また、市報やFM、横断幕、のぼり旗「水を大切にしましょう」等でも節水のPRをしました。

19)	公共施設の建築・工事における環境配慮	担当課	施設課 交通対策課 道路課 下水道課 緑のまち推進課
-----	--------------------	-----	----------------------------------

市の関連施設の建築・工事のうち、一定規模（契約金額 130 万円以上）の建築・工事については、下記の「環境配慮事項」の中から、実施可能なものを導入し、環境への配慮を行いました。

環境配慮事項

①緑化及び生態系の保護
②公害の防止
③省資源、省エネルギー
④新エネルギー等の利用
⑤雨水の利用
⑥再生資源の利用
⑦施設等の長期利用
⑧良好な景観の確保
⑨地球環境の保全
⑩耐震性の確保

該当課	一件130万円以上の工事件数	環境に配慮した件数									
		①緑化及び生態系の保護	②公害の防止	③省資源、省エネルギー	④新エネルギー等の利用	⑤雨水の利用	⑥再生資源の利用	⑦施設等の長期利用	⑧良好な景観の確保	⑨地球環境の保全	⑩耐震性の確保
施設課	63	2	21	16	3	4	57	47	3	14	3
交通対策課	1		1				1				
道路課	18		18				18		2		
下水道課	22		22			1	22				1
緑のまち推進課	14	12	14				13		11	13	

※①～⑩の環境配慮事項は、それぞれ細かい項目に分かれています。そのため、環境に配慮した件数の合計は、工事件数を超えています。

施策② ごみ減量・資源の循環的利用の促進

	事業名	担当課（施設）	該当頁
1)	機密文書のリサイクルの推進	総務部 総務課	22
2)	青空市の開催とごみ減量・リサイクルの取組	市民部 生活経済課（消費生活センター）	23
3)	一般廃棄物処理量の監視	環境部 ごみ総合対策課	24
4)	ごみの排出状況の監視・指導	環境部 ごみ総合対策課	24
5)	啓発用冊子「ごみ便利帳」及び「ごみ・資源収集日一覧表」	環境部 ごみ総合対策課	25
6)	ごみ減量情報紙「武蔵野ごみニュース」	環境部 ごみ総合対策課	25
7)	廃棄物の多量排出事業者への指導	環境部 ごみ総合対策課	25
8)	ごみ減量資源化推進事業者（ECO パートナー）認定表彰制度	環境部 ごみ総合対策課	25
9)	資源回収団体や事業者への補助金交付	環境部 ごみ総合対策課	26
10)	フリーマーケット	環境部 ごみ総合対策課	26
11)	剪定枝葉の堆肥化	環境部 ごみ総合対策課	26
12)	市の施設における生ごみ堆肥化	環境部 ごみ総合対策課	27
13)	桜堤団地の生ごみ堆肥化	環境部 ごみ総合対策課	27
14)	むさしのエコボ（不用品再利用掲示板事業）	環境部 ごみ総合対策課	27
15)	電子申請の活用による利便性の向上及び紙の削減	子ども家庭部 児童青少年課 教育部 生涯学習スポーツ課	28
16)	放置自転車のリサイクル	都市整備部 交通対策課	28
17)	除籍資料リサイクルコーナーの設置	教育部 図書館	28
18)	図書交流センター	教育部 図書館	28

1)	機密文書のリサイクルの推進	担当課	総務課
----	---------------	-----	-----

保存年限を経過した庁内機密文書を一斉廃棄する際に、焼却処分するのではなく、機密を保持した上で再資源化を実施しました。

年度	20	21	22	23	24
再資源化量（t）	18.87	16.64	19.72	16.03	20.96

2)	青空市の開催とごみ減量・リサイクルの取組	担当課	生活経済課 (消費生活センター)
----	----------------------	-----	---------------------

青空市は、毎年 11 月に実施し、1 万人以上の市民が参加する大きなイベントです。生活用品の再利用や物資の有効利用のため、リサイクル品バザー等を実施しました。また、会場内では、徹底したごみ減量、分別資源化を市民参加で行いました。

青空市廃棄物の処理状況

	第 28 回 (平成 20 年)	第 29 回 (平成 21 年)	第 30 回 (平成 22 年)	第 31 回 (平成 23 年)	第 32 回 (平成 24 年)
可燃ごみ	130.0 kg	87.3 kg	69.0kg	83.0kg	57.0kg
不燃ごみ	10.0 kg	18.0 kg	24.0kg	11.0kg	7.0kg
資源ごみ	336.5 kg	449.2 kg	532.5kg	427.0kg	395.6kg
計	476.5 kg	554.5 kg	625.5kg	521kg	459.6kg

資源ごみの内訳

	第 28 回 (平成 20 年)	第 29 回 (平成 21 年)	第 30 回 (平成 22 年)	第 31 回 (平成 23 年)	第 32 回 (平成 24 年)
缶	4.0 kg	4.0 kg	12.4kg	11.0kg	6.0kg
ビン	2.0 kg	0 kg	4.0kg	16.0kg	12.0kg
トレー	3.0 kg	10.7 kg	6.3kg	5.0kg	10.1kg
ダンボール	280.0 kg	370.0 kg	460.0kg	370.0kg	350.0kg
生ごみ	8.0 kg	15.0 kg	22.0kg	10.0kg	10.0kg
割りばし	5.0 kg	2.0 kg	3.2kg	2.0kg	3.0kg
プラ容器	4.0 kg	7.5 kg	4.5kg	1.0kg	4.5kg
ペットボトル	0.5 kg	0 kg	0.1kg	2.0kg	0kg
雑紙	30.0 kg	40.0 kg	20.0kg	10.0kg	0kg
計	336.5 kg	449.2 kg	532.5kg	427.0kg	395.6kg

3)	一般廃棄物処理量の監視	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------	-----	---------

一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ減量・再資源化を推進するために、1ヶ月を単位に、市内の一般廃棄物の量を、クリーンセンター搬入量・資源化量・最終処分場搬入量等により把握し、排出・処理のフロー上で量的監視を行いました。また毎月、ごみ排出内訳・ごみ処理内訳及びフローを作成しました。

ごみ排出量・総資源化率・最終処分率

発生	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	排出量	43,947t	43,473t	43,121t	①=②+③
	ごみ収集量	33,286t	33,259t	32,946t	②=可燃 不燃 粗大 有害ごみの量
	資源収集量	10,661t	10,214t	10,175t	③=資源収集（古紙、ビン、缶、ペットボトル、その他プラスチック容器）の量
	排出抑制量	4,018t	4,131t	4,112t	④=資源収集（③）以外の方法で回収した資源物の量（拠点回収、集団回収等）
中間 処理	ごみ処理量	32,803t	32,858t	32,561t	⑤焼却、破砕等ごみとして中間処理した量
	資源化量	15,162t	14,746t	14,672t	⑥=資源収集、拠点回収、集団回収、不燃ごみに含まれる資源物等の量
	総資源化率	31.61%	30.98%	31.06%	⑥/（①+④）
最終 処分	最終処分量	3,214t	3,243t	3,192t	⑦=焼却残灰の量
	最終処分率	7.31%	7.46%	7.40%	⑦/①
エコセメント化 施設受入量		3,214t	3,243t	3,112t	焼却残灰のエコセメント化量

4)	ごみの排出状況の監視・指導	担当課	ごみ総合対策課
----	---------------	-----	---------

ごみ問題を解決するためには、ごみの発生の抑制と資源物の再資源化等、事業者や市民等の理解と協力に支えられるところが大きく、自分自身がごみの被害者であるとともに加害者でもあるという一人ひとりの意識改革が重要な課題です。市では、事業者や市民等が排出するごみの状況を監視・指導するため、事業系ごみについては有料ごみ処理袋の開封調査・指導、家庭ごみにおいては分別指導の周知を、市内全域を対象にパトロールを実施し、減量及び資源化の推進に努めました。

平成24年度 ごみ排出状況の監視・指導

家庭系ごみ排出件数	戸建住宅：19,770戸、集合住宅：6,747棟
事業系ごみ排出件数（注）	約4,700事業所
家庭系ごみ監視指導	435件（月平均：36.2件、日平均：1.3件）
事業系ごみ監視指導	165件（月平均：13.8件、日平均：0.5件）
不法投棄監視指導	234件（月平均：19.5件、日平均：0.6件）

（注）事業系ごみ排出件数とは、1日平均10kg以下の量を排出する市内事業所数です。

5)	啓発用冊子「ごみ便利帳」及び「ごみ・資源収集日一覧表」	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------------------------	-----	---------

ごみの分別収集徹底を推進するため、ごみの分別方法の詳細な案内を盛り込んだ市民向け啓発用冊子「ごみ便利帳 eco ブック」と、収集日を地区ごとにまとめたイラスト入り「ごみ・資源収集日一覧表」を作成し、市民課や市政センター窓口で転入者等に対して配布しました。

6)	ごみ減量情報紙「武蔵野ごみニュース」	担当課	ごみ総合対策課
----	--------------------	-----	---------

家庭ごみの更なる減量を図るため、各家庭において実践してもらいたい減量行動やごみの現状、ごみに関するトピック等を盛り込んだ情報紙を作成し、年2回、全戸配布しました。

7)	廃棄物の多量排出事業者への指導	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------------	-----	---------

事業系ごみの減量・再資源化を推進するため、多量の廃棄物を排出する事業者に、4月1日現在の廃棄物再利用計画書を提出してもらい、ごみ減量の取組、資源物分別方法について立入検査を実施しました。

計画書提出事業者

計画書提出事業者 (月平均10 t以上の廃棄物を排出する事業所)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	39件	39件	38件	37件	40件
計画書廃棄物排出量計	12,443 t	12,353t	11,715t	11,407 t	11,727 t
計画書廃棄物資源化量計	8,684 t	9,071t	9,123t	9,172t	9,391t
計画書資源化率平均	70%	73%	78%	80%	80%

8)	ごみ減量資源化推進事業者（ECO パートナー）認定表彰制度	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------------------------	-----	---------

事業活動において、エネルギーの消費を抑えながらごみの発生を可能な限り抑制し、その上で発生するごみについても、生ごみ・雑紙の全量資源化を実施してきた事業者について、その功績を認定する制度です。平成24年度は40事業者のうち、22事業者を認定表彰しました。

平成24年度 ごみ減量資源化推進事業者認定表彰者

亜細亜学園	サミットストア武蔵野緑町店
アトレ吉祥寺	西友吉祥寺店
イトーヨーカ堂武蔵境店	東急百貨店吉祥寺店
いなげや武蔵野桜堤店	パルコ吉祥寺店
いなげや武蔵野関前店	ファミリープラザビル
いなげや武蔵野西久保店	丸井吉祥寺店
NTT 武蔵野研究開発センタ	三鷹東急ストア
エフエフビル管理組合	武蔵野給食センター
吉祥寺第一ホテル	モンテローザ
吉祥寺東急イン	横河電機
コピス吉祥寺	ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺

9)	資源回収団体や事業者への補助金交付	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------------	-----	---------

リサイクルシステムの確立とリサイクル活動の全市的展開を図るため、資源回収を行う住民団体等や事業者に対して、補助金の交付を実施しました。

住民団体等に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	20	21	22	23	24
団体数（団体）	157	161	172	174	184
補助金額（円）	32,183,590	32,097,720	33,624,070	35,518,100	35,809,910
資源回収量（kg）	3,156,159	3,145,972	3,294,807	3,482,610	3,508,980

資源回収事業者に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	20	21	22	23	24
事業者数（事業者）	20	20	19	18	18
補助金額（円）	1,655,120	6,191,922	6,549,234	6,936,100	6,981,860
資源回収量（kg）	3,059,777	3,095,961	3,274,617	3,468,050	3,490,930

※補助金額は、20年度のみ0.5円/kg<古布のみ2円/kg>。その他の年度はすべての資源物について2円/kg。

10)	フリーマーケット	担当課	ごみ総合対策課
-----	----------	-----	---------

家庭にある不要品の交換販売を通して、出店者の家族ぐるみのごみ減量資源化を図ること、また、市民にリユース（再利用）と減量資源化の必要性を啓発することを目的として、フリーマーケットを開催しました。

フリーマーケットの開催実績

年度	20	21	22	23	24
開催回数（回）	4（4、7、10、1月）	4（4、7、10、2月）	3（5、10、2月）	3（5、10、2月）	3（5、10、2月）
出店者数計（店）	234	236	178	174	137
入場者数計（人）	4,344	4,180	3,817	3,041	2,940

11)	剪定枝葉の堆肥化	担当課	ごみ総合対策課
-----	----------	-----	---------

家庭から排出される剪定枝葉は、従来焼却処理されていましたが、平成19年7月より、戸別収集し堆肥化することで、資源化を行いました。

年度	20	21	22	23	24
回収量（t）	111.15	155.25	303.07	255.51	252.55
処理費用（円）	3,489,024	4,075,309	7,955,577	11,747,133	12,666,935

12)	市の施設における生ごみ堆肥化	担当課	ごみ総合対策課
-----	----------------	-----	---------

生ごみ資源化を推進するため、市の関連施設に生ごみ処理機を設置し、生成したコンポストの回収を行い、生ごみの堆肥化を実施してきました。しかし、東日本大震災のため、平成 23 年 6 月より生ごみ処理機の稼働を停止し、平成 24 年度に撤去しました。

生ごみ処理機設置施設からの生成物回収実績

年度	20	21	22	23	24
設置施設数（施設）	8	8	8	8	0
設置機器数（機）	9	9	9	9	0
投入生ごみ量（t） （コンポスト回収量の約 8 倍として推計）	36.0	31.2	56.8	21.6	0
コンポスト回収量（t）	4.5	3.9	7.1	2.7	0

13)	桜堤団地の生ごみ堆肥化	担当課	ごみ総合対策課
-----	-------------	-----	---------

生ごみ資源化を推進するため、都市再生機構桜堤団地に生ごみ処理機を設置し、生成したコンポストの回収を行い、生ごみの堆肥化を実施してきました。（平成11年11月より実施）しかし、東日本大震災のため、都市再生機構桜堤団地の生ごみ処理機は平成23年3月より稼働を停止し、費用、堆肥の受け入れ先及び家庭ごみを有料化後の市民間の公平性を検討し、24年度に事業を終了しました。

都市再生機構桜堤団地生ごみ処理機設置施設からの生成物回収実績

年度	20	21	22	23	24
設置機器数（機）	20	20	20	20	20
投入生ごみ量（t） （コンポスト回収量の約 8 倍として推計）	215.2	212.0	196.8	0	0
コンポスト回収量（t）	26.9	26.5	24.6	0	0

14)	むさしのエコボ（不用品再利用掲示板事業）	担当課	ごみ総合対策課
-----	----------------------	-----	---------

不用になった品物をごみとして捨てるのではなく、「譲ります」「譲ってください」と市民から申し込まれた品物を市内施設や市のホームページに掲載し、市民同士の自主的な交渉で交換し合う「むさしのエコボ」（不用品再利用掲示板事業）を実施しました。（平成 23 年 3 月より開始）

むさしのエコボ利用状況 (件)

年度	23	24
申込件数・譲ります	23	111
申込件数・譲ってください	6	22
交渉成立件数・譲ります	17	57
交渉成立件数・譲ってください	1	3

15)	電子申請の活用による利便性の向上及び紙の削減	担当課	児童青少年課 生涯学習スポーツ課
-----	------------------------	-----	---------------------

電子申請を活用することで、市役所までの移動にかかるエネルギーや紙の使用削減を図りました。

該当課	実施事業数	合計申請件数
児童青少年課	1	14 件
生涯学習スポーツ課	1	81 件

16)	放置自転車のリサイクル	担当課	交通対策課
-----	-------------	-----	-------

引き取り手のない撤去自転車で、一定の保管期間を経たものは、売却したり点検整備をして、開発途上国に譲与しました。

放置自転車の海外譲与台数

年度	20	21	22	23	24
海外譲与台数（台）	300	300	300	200	275
売却台数（台）※	6,015	6,398	5,318	4,328	2,977

※売却した自転車は海外で再利用されています。

17)	除籍資料リサイクルコーナーの設置	担当課	図書館
-----	------------------	-----	-----

各図書館に、除籍資料等をリサイクルするブックリサイクルコーナーを設け、常時リサイクル資料を無償で提供しました。

リサイクルの対象資料は、①保存年限が過ぎ、廃棄の対象となった雑誌、②時の経過につれて利用価値がなくなり保存価値を失ったもの、③利用の少ない複本図書、④改版が入手されたもの等です。

除籍資料リサイクル提供数の推移

(単位：冊)

年度	中央図書館	吉祥寺図書館	武蔵野プレイス
20	7,690	7,983	
21	8,401	11,022	
22	6,502	5,473	
23	7,627	5,936	3,923
24	7,570	6,457	6,234

18)	図書交流センター	担当課	図書館
-----	----------	-----	-----

平成15年度より、武蔵野市在住の蔵書家のコレクション等を譲り受け、その有効利用を図ることを目的に、武蔵野市図書交流センターを設置し、書籍のリサイクル等を行っています。

平成24年度（主な事業内容）

- ・毎週月曜日、第2・第4日曜日、中央図書館4階に展示室を開設し、153冊をリサイクル提供
- ・9月16～17日、ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイスにてブックリサイクルを開催し、2,789冊を提供

＜環境方針3＞ 生物多様性を保全し、再生し、創り出します。

暮らしの中で重要な役割を果たす生物多様性の保全・再生・創出を進めるため、①市民との協働による緑化の推進、②うるおいのある緑空間の整備、③水辺の環境整備、④生物多様性の保全、⑤森林の保全と活用、⑥都市農業の支援等の施策（事業）を実施しました。

施策① 市民との協働による緑化の推進

事業名	担当課（施設）	該当頁
1) 保存樹林、保存樹木、保存生垣制度	環境部 緑のまち推進課	29
2) 市民参加による緑のまちづくりの推進	環境部 緑のまち推進課	29
3) 地域の緑を保全する意識の醸成	環境部 緑のまち推進課	29

1)	保存樹林、保存樹木、保存生垣制度	担当課	緑のまち推進課
----	------------------	-----	---------

保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定及び維持管理のための補助金を交付しました。

平成24年度 補助金の交付実績

	件数	内 訳	補助金交付額
保存樹林	3 件	6,861m ²	602,300 円
保存樹木	162 件	736 本	4,017,000 円
保存生垣	128 件	3,697m	1,109,100 円

2) 3)	市民参加による緑のまちづくりの推進 地域の緑を保全する意識の醸成	担当課	緑のまち推進課
----------	-------------------------------------	-----	---------

緑の保全に関する意識啓発を推進することによって、環境保全活動の広がりを目指しました。

平成24年度 事業実績

事業名	期 日 (頻度)	実 績 等
市民参加花壇への植付け	春秋（2回）	総本数 11,340 株 花 壇 延べ 45 箇所 市民参加人数 延べ 1,204 人
菊 花 展	10 月 31 日～11 月 6 日	出品数 303 点
さ つ き 展	5 月 28 日～ 6 月 1 日	出品数 45 点
東 洋 蘭 展	3 月 24 日	出品数 110 点
緑の市民講座	4 回	市民参加者 延べ176 名 「オーガニックなバラ育て 連続講座」他

施策② うるおいのある緑空間の整備

事業名	担当課（施設）	該当頁
1) 接道部緑化の推進	環境部 緑のまち推進課	30
2) 緑化に関する指導要綱の推進	環境部 緑のまち推進課	30
3) 借地公園、環境緑地の整備促進	環境部 緑のまち推進課	30
4) 住区基幹公園、都市基幹公園の整備	環境部 緑のまち推進課	31
5) 学校緑化の支援	教育部 教育企画課	31

1)	接道部緑化の推進	担当課	緑のまち推進課
----	----------	-----	---------

緑被率・緑視率（目に映る緑の量）の増加を目的に、道路に接する部分の緑化に対して助成を行いました。

接道部緑化助成実績

年度	植 栽					緑化に伴うブロック塀等撤去（㎡）
	生垣（m）	高木（本）	中木（本）	低木（株）	地被類（㎡）	
20	68	14	33	233	73	32
21	85	18	138	541	1	94
22	47	13	21	212	48	45
23	156	28	42	245	28	181
24	65	15	39	182	8	76

2)	緑化に関する指導要綱の推進	担当課	緑のまち推進課
----	---------------	-----	---------

建築行為に対する緑化の指導を行いました。武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱に係わる物件や、指導要綱適用外の物件で敷地面積が200㎡以上の建築行為に適用され、敷地面積の20%以上の緑化を指導しました。

緑化指導の実績

年度	20	21	22	23	24
宅地開発等に関する指導要綱物件	17件	—	—	—	—
まちづくり条例指導物件	—	環境方針5 ③ 4) を参照			
緑化に関する指導要綱物件	46件	75件	74件	76件	77件

※平成21年度より「宅地開発等に関する指導要綱」から「まちづくり条例」へ移行。

3)	借地公園、環境緑地の整備促進	担当課	緑のまち推進課
----	----------------	-----	---------

民有地の緑を良好な状態で残し、市民が利用できるようにすることを目的として実施しました。
環境緑地の指定件数は、平成24年度末で5件（計406.35㎡）です。

4)	住区基幹公園、都市基幹公園の整備	担当課	緑のまち推進課
----	------------------	-----	---------

住区基幹公園、都市基幹公園の整備を進めました。

平成 24 年度は、吉祥寺の杜宮本小路公園の用地買収を行いました。また、三谷公園の拡充、桜堤二丁目防災広場の新設外 7 ヶ所の改修工事等を行いました。

工事箇所	
公園名	
三谷公園	むらさき公園
桜堤二丁目防災広場公園	さくら見公園
上水北公園	久保公園
西久保公園	中央通り東公園
玉川上水公園	

5)	学校緑化の支援	担当課	教育企画課
----	---------	-----	-------

学校の自主的な緑化の取組を支援することで、学校内の涼環境創出、児童・生徒への環境教育、市民の緑化に対する意識の向上、ヒートアイランド現象の緩和を目指しました。

境南小学校において校庭の一部芝生化（芝生化面積158㎡）を実施し、第一小学校（芝生化面積235㎡）、第三小学校（芝生化面積455㎡）、第三中学校（芝生化面積504㎡）において、昨年度に引き続き、芝生の維持管理を実施しました。また、昨年度に引き続き、第五小学校、大野田小学校、千川小学校において、校舎屋上の緑化を実施しました。

施策③ 水辺の環境整備

事業名		担当課（施設）	該当頁
1)	玉川上水及び千川上水の水質調査	環境部 環境政策課	32
2)	水際の環境整備	環境部 緑のまち推進課	33

1)	玉川上水及び千川上水の水質調査	担当課	環境政策課
----	-----------------	-----	-------

A. 水の汚濁の概要

水環境の保全を目指し、水の汚濁を防止するための目標として、河川などの公共水域については、人の健康の保護に関する基準＜健康項目＞と、生活環境の保全に関する基準＜生活環境項目＞の2種類の環境基準が定められています。

B. 人の健康の保護に関する環境基準＜健康項目＞

急性あるいは慢性毒性が強く、人の健康を阻害する重金属や農薬、有機塩素系化合物等27項目が定められています。

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

C. 生活環境の保全に関する環境基準＜生活環境項目＞

pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等、水の「よごれ」の状態を示す項目について、河川や湖沼、海域ごとに区分を設け、その区分水域ごとに、それぞれの利水目的、水質の現状に応じて定められています。

水の汚れを示す主な指標

指 標 名	説 明
pH (水素イオン濃度)	水が酸性かアルカリ性であるかを示す数値で7が中性、それより数値が小さければ酸性、大きければアルカリ性を示し、6.5～8.5の間にあることが望まれます。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解するために必要とする酸素の量で、この数値が高いほど水は汚れています。5mg/L 以下であることが望まれます。
COD (化学的酸素要求量)	水中の有機物を薬品を使って分解するために必要とする酸素の量です。BOD が河川を対象として用いられるのに対し、こちらは湖沼や海域に対して用いられます。
SS (浮遊物質質量)	水中に浮遊している水に溶けない成分で、川底に溜まったり、魚介類に付着します。50mg/L 以下であることが望まれます。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素の量で、この量が少なくなると魚介類は生きられません。生命力の強いコイ、フナなどでも5mg/L 以上必要とされています。

D. 玉川上水、千川上水水質調査

玉川上水、千川上水は下水処理場の2次処理水を放流しているため河川ではありませんが、流れる水の状態（汚れ具合）を把握するために、生活環境項目の水質調査を行いました。
平成24年度は、計3地点で4回にわたり調査を実施しました。特に著しい汚れの数値はありません。

調査月日 ①平成24年5月28日 ②8月24日 ③11月22日 ④平成25年2月25日												
	玉川上水上流側 桜堤2-15				玉川上水下流側 御殿山1-19				千川上水下流側 吉祥寺北町3-16			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
pH	7.6	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7	7.7	7.6	7.7	7.9	7.7	7.7
BOD	1.4	1.2	1.2	0.6	2	0.9	1.2	0.5	1.6	1.3	1.7	0.7
COD	9.3	7.4	6.1	6.6	12	10	7.1	7.4	8.7	9.7	11.0	7.6
SS	32	17	4	8	52	48	12	12	30	40	78	14
DO	7.6	7.0	8.9	10.7	8.1	7.1	9.5	11.6	8.0	7.7	9.6	12.2

2)	水際の環境整備	担当課	緑のまち推進課
----	---------	-----	---------

仙川水辺環境整備基本計画に基づき、市内の仙川を4つのゾーン（自然生態系復活ゾーン・親水ゾーン・川の道ゾーン・水辺景観形成ゾーン）に分け、その特徴に合わせた整備をし、水辺環境の保全を図りました。
平成24年度は、仙川の新しいルートが繋がったため旧河川部分の埋戻しを行いました。

施策⑤ 森林の保全と活用			
事業名		担当課（施設）	該当頁
1)	森林整備等の実施	環境部 緑のまち推進課	33

1)	森林整備等の実施	担当課	緑のまち推進課
----	----------	-----	---------

森林の持つ公益的機能を享受してきた都市が、荒廃の恐れのある多摩地域の森林を保全すること、また、森林資源を活用して、市民の森林に対する理解を深め、自然環境への関心を高めることを目的として、東京の森林の保全と活用を行いました。

平成24年度 活動実績

森林名	内容
二俣尾・武蔵野市民の森（7.02ha）	森林整備：間伐、下刈、歩道手入れ 啓発事業：森の市民講座（年4回実施）、運営協議会の開催（年1回実施）
奥多摩・武蔵野の森（3.3ha）	森林整備：植栽、下刈、植生調査、シカ柵設置、作業道改修、見回り管理、運営協議会の開催（年2回実施）

施策⑥ 都市農業の支援

事業名	担当課（施設）	該当頁
1) 農地保全制度	市民部 生活経済課	34
2) 環境保全型農業用資器材購入補助制度	市民部 生活経済課	34

1)	農地保全制度	担当課	生活経済課
----	--------	-----	-------

農地の保全を図るため、5 a～80 a の農地を 10 年間継続して保存するという協定を結ぶことを要件に、農業経営に必要な農機具等の購入費用の一部を補助しました。

登録農地の指定及び補助の実施

年度	件数	面積	補助金（千円）
20	3件	10,976m ²	1,057
21	6件	21,535m ²	2,065
22	4件	19,836m ²	1,804
23	5件	22,715m ²	1,904
24	5件	19,631m ²	1,940

2)	環境保全型農業用資器材購入補助制度	担当課	生活経済課
----	-------------------	-----	-------

廃ビニールの排出量を抑制できる自然崩壊性マルチシートや、減農薬野菜等栽培のためのフェロモン剤等、環境保全に配慮した農業用資器材の購入に対し補助を行い、環境と調和した農業の推進を図りました。

平成 24 年度 補助金の交付実績

品名	数量	農家数 (戸)	補助金 (千円)	備考
有機質肥料	2,018	41	788	21 種類
自然崩壊性マルチシート及び紙マルチシート	60	11	188	
フェロモン剤及びトラップ	32	5	57	
防虫ネット	12	7	107	
光分解テープ及び紙ロープ	54	11	31	
防鳥網	10	2	111	
グランシート（防草シート）	6	2	42	
食品由来防虫剤	5	3	28	

＜環境方針4＞ ひとと環境にやさしい道路・交通環境に変えていきます。

高齢者や障害者等が安心して移動できる歩行者空間と、誰もが利用しやすく持続可能な交通ネットワークを構築し、安全で快適に移動できる環境づくりを推進していくため、①歩いて楽しいみちづくり、②自転車を利用しやすい環境づくり、③公共交通の利用促進と環境配慮の推進、④渋滞のない交通体系の整備等の施策（事業）を実施しました。

施策① 歩いて楽しいみちづくり			
事業名		担当課（施設）	該当頁
1)	生活道路の整備	都市整備部 道路課	35

1)	生活道路の整備	担当課	道路課
----	---------	-----	-----

生活道路等の整備により、歩行環境の向上をはかり、自動車から歩行への転換を図りました。
平成24年度は、12路線（施行延長2,501 m²）について工事を実施しました。

施策② 自転車を利用しやすい環境づくり

	事業名	担当課（施設）	該当頁
1)	自転車駐輪対策	都市整備部 交通対策課	36
2)	放置自転車の撤去	都市整備部 交通対策課	36

1)	自転車駐輪対策	担当課	交通対策課
----	---------	-----	-------

自転車は環境にやさしい乗り物であり、その駐車スペースを確保するために、自転車駐車を整備しました。

(平成 24 年度末現在)

吉祥寺駅周辺自転車駐車場 収容台数

	自転車	ミニバイク
月極め	8,425 台	300 台
日極め	4,328 台	83 台
合 計	12,753 台	383 台

三鷹駅周辺自転車駐車場 収容台数

	自転車	ミニバイク
月極め	4,095 台	40 台
日極め	2,326 台	43 台
合 計	6,421 台	83 台

武蔵境駅周辺自転車駐車場 収容台数

	自転車	ミニバイク
月極め	5,898 台	200 台
日極め	2,759 台	99 台
合 計	8,657 台	299 台

2)	放置自転車の撤去	担当課	交通対策課
----	----------	-----	-------

環境保全と、快適な歩行空間確保のため、放置自転車の撤去を行いました。

年度	20	21	22	23	24
撤去日数（日）	501	513	470	491	523
撤去台数（台）	24,688	25,850	23,667	18,138	11,746

施策③ 公共交通の利用促進と環境配慮の推進

	事業名	担当課（施設）	該当頁
1)	ムーバス等公共交通機関の利用促進	都市整備部 交通対策課	37
2)	パーク・アンド・バスライドシステム	都市整備部 交通対策課	37

1)	ムーバス等公共交通機関の利用促進	担当課	交通対策課
----	------------------	-----	-------

自家用車から、ムーバス等公共交通機関への乗り換えを促すことにより、交通渋滞を緩和し、排気ガスの削減を目指しました。

ムーバス乗客数

(単位：人)

年度	1号路線 (吉祥寺東循環)	2号路線 (吉祥寺北西循環)	3号路線		4号路線 (三鷹駅北西循環)	5号路線		6号路線 (三鷹・吉祥寺循環)	7号路線 (境・三鷹循環)
			(境南東循環)	(境南西循環)		(境西循環)	(境・東小金井線)		
20	391,479	668,117	193,019	303,911	316,132	298,191	196,381	247,220	117,035
21	381,905	642,996	191,277	290,403	300,462	262,024	187,503	243,612	120,446
22	360,786	599,037	194,178	286,311	298,025	272,509	189,104	261,856	123,884
23	389,471	601,276	197,775	292,087	286,606	270,912	192,413	263,887	127,754
24	411,301	613,303	206,834	265,832	283,906	277,204	186,791	274,707	130,344

2)	パーク・アンド・バスライドシステム	担当課	交通対策課
----	-------------------	-----	-------

自家用車等での吉祥寺駅中心部への乗り入れを抑制することにより、総乗り入れ台数の軽減と、駐車場探しで回遊する車の交通渋滞と排気ガス放出を緩和します。

平成11年7月1日より実験を行い、平成13年4月1日より本実施しましたが、借用地返却のため、平成24年7月31日をもって閉場しました。平成24年10月1日より、新たな場所にムーパークを開設しました。

旧ムーパーク利用台数 (ムーバス2号路線吉祥寺北西循環 28番ポケット広場バス停隣接 収容台数71台)

年度	20	21	22	23	24
利用台数(台)	24,713	22,843	21,409	22,619	7,682
1日当たり利用台数(台)	67.7	62.6	58.7	61.8	63.0

新ムーパーク利用台数 (ムーバス6号路線三鷹・吉祥寺循環 6番武蔵野税務署南バス停隣接 収容台数40台)

年度	24
利用台数(台)	9,707
1日当たり利用台数(台)	53.3

施策④ 渋滞のない交通体系の整備

事業名	担当課（施設）	該当頁
1) 駐車場案内・誘導システム	都市整備部 交通対策課	38

1)	駐車場案内・誘導システム	担当課	交通対策課
----	--------------	-----	-------

吉祥寺地域の駐車場の満空情報を、携帯電話やホームページ等を通してリアルタイムで提供し、空き駐車場に適切に誘導することにより、駐車場探しや順番待ちを緩和して交通を円滑化し、排気ガスの排出抑制を図りました。

情報提供駐車場 14 場 1,156 台（車両） 32 台（バイク）

＜環境方針５＞ 環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。

都市の持続可能性を維持し、良好なまちづくりを推進するため、調和のとれた景観の形成や魅力ある街並みへの転換を行うため、①景観まちづくりへの積極的取組、②美しく清潔なまちづくり、③環境に配慮したまちづくり等（事業）の施策を実施しました。

施策① 景観まちづくりへの積極的取組			
事業名		担当課（施設）	該当頁
1)	違反屋外広告物の処理	環境部 環境政策課	39
2)	都市計画道路整備の推進	都市整備部 まちづくり推進課	39
3)	電線類の地中化の推進	都市整備部 道路課	40

1)	違反屋外広告物の処理	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

無秩序に出された屋外広告物は、まちの良好な景観を損なうため、市内の屋外広告物の状況をパトロールし、違反屋外広告物の撤去を行いました。

平成 24 年度 違反屋外広告物撤去件数

種 別	撤去枚数
はり紙・はり札	18,327 枚
立看板	0 枚
計	18,327 枚

2)	都市計画道路整備の推進	担当課	まちづくり推進課
----	-------------	-----	----------

道路は、人や車が移動するための交通機能のほか、公共空間として都市に潤いを与える緑化や上下水道など供給処理施設の収容、さらに通風、採光等の機能を有する都市の骨格をなす施設です。

本市の都市計画道路は、昭和 16 年に当初の計画決定がなされ、その後、急激な都市化による交通量の増大等により、昭和 37 年に大幅な見直しを行い、現在の都市計画道路網の骨格となっています。

(平成 25 年 3 月末現在)

	計画延長	施工済延長	施工率
市施工	16,090m	11,901m	74.0%
都施工	23,380m	10,845m	46.4%
合 計	39,470m	22,746m	57.6%

3)	電線類の地中化の推進	担当課	道路課
----	------------	-----	-----

電線類の地中化により、歩行空間を確保し、バリアフリー化・防災対策等に対応した良好な道路景観の創出を目指しました。

年度	地中化延長（約）	地中化路線
20	—	—
21	208m	市道第 16 号線・市道第 129 号線
22	—	—
23	45m	市道第 291・308 号線・武鉄中付 1 号・2 号
24	945m	市道第 2 号線・武鉄中付 3 号

施策② 美しく清潔なまちづくり

事業名	担当課（施設）	該当頁
1) 三駅周辺清掃の実施	環境部 ごみ総合対策課	41
2) 市内一斉清掃の実施	環境部 ごみ総合対策課	42
3) 舗装の補修	都市整備部 道路課	42
4) 狭あい道路の拡幅整備	都市整備部 道路課	42

1)	三駅周辺清掃の実施	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------	-----	---------

市の玄関口ともいえる吉祥寺駅・三鷹駅北口・武蔵境駅周辺について、日曜日・祝日を除く毎日、清掃活動を実施することで、安全で清潔な美しいまちづくりに取り組みました。

平成 24 年度 駅前周辺清掃ほか

名 称	場 所	内 容
駅前周辺清掃	吉祥寺駅周辺 三鷹駅北口周辺 武蔵境駅周辺	日曜日、祝日及び1月2日、3日を除く 毎日1回（各駅前広場は1日2回）
マナーポイント（喫煙所）清掃	吉祥寺駅前の1箇所 三鷹駅北口駅前の2箇所 武蔵境駅前の4箇所	吉祥寺駅周辺 午前7時～午後9時の間、1時間おきに 三鷹駅北口及び武蔵境駅周辺 午前7時～午後7時の間、7回、灰皿の 清掃を毎日実施

また、毎週日曜日の午前8時～9時の1時間、三駅頭において、「吉祥寺朝一番隊」「三鷹朝一番隊」「武蔵境朝一番隊」が、啓発の呼びかけや清掃活動を実施しました。

平成 24 年度 朝一番隊清掃活動実績一覧

名 称	内 容	団体名	登録者	毎回参加 予定者	延べ 参加者
吉祥寺朝一番隊	毎週日曜日の午前８時～９ 時の１時間、三駅周辺で啓 発の呼びかけや清掃活動 (但し、ごみゼロデーと 市内一斉清掃日を除く)	一般公募市民	30 名	20 名	791 名
三鷹朝一番隊			46 名	15 名	651 名
武蔵境朝一番隊			45 名	20 名	888 名
計			121 名	55 名	2,330 名

2)	市内一斉清掃の実施	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------	-----	---------

ごみの散乱防止・地域環境美化の意識の普及・高揚を図るために、「ごみゼロデー」「市内一斉清掃」を実施しました。春季の「ごみゼロデー」では市内3駅周辺で、秋季の「市内一斉清掃」は市内全域で、市民・事業者・団体等と協力しながら清掃を実施しました。

ごみゼロデー		
実施日	平成24年6月3日（日）	
参加者数（市内3駅周辺）	1,102名	
ごみ回収量		
	可燃ごみ	230kg
	不燃ごみ	130kg
	合 計	360kg

市内一斉清掃		
実施日	平成24年11月25日（日）	
参加者数		
	市内3駅周辺	1,009名
	青少協実施地区	3,308名
	自主選定地区他	979名
	合 計	5,296名
ごみ回収量		
	可燃ごみ	2,500kg
	不燃ごみ	330kg
	合 計	2,830kg

3)	舗装の補修	担当課	道路課
----	-------	-----	-----

劣化の進んだ舗装を調査し、順次補修しました。

年度	20	21	22	23	24
件数（件）	31	63	78	63	94
面積（㎡）	3,770	8,169	11,954	7,730	11,077

4)	狭あい道路の拡幅整備	担当課	道路課
----	------------	-----	-----

建築確認行政と連携し、建築行為を行う際に建築主の協力を得て、4m未満の「狭あい道路」を拡幅整備し、日照・通風・採光・居住空間等の生活環境の向上と、災害・緊急時の地域の防災機能の向上を図りました。

狭あい道路拡幅整備 協議及び拡幅整備			
年度	協議件数	整備件数	整備延長（m）
20	148	135	1,721.49
21	230	193	2,487.32
22	211	156	2,413.53
23	226	196	2,617.03
24	219	190	2,417.10

施策③ 環境に配慮したまちづくり

事業名	担当課（施設）	該当頁
1) 遮熱性舗装の整備	都市整備部 道路課	43
2) 公共用地取得後の適正管理	都市整備部 用地課	43
3) 空地の適正管理	環境部 環境政策課	43
4) 宅地開発、中高層建築物の建築に対する指導	都市整備部 まちづくり推進課	44
5) 大規模団地建替に伴う環境整備の促進	都市整備部 住宅対策課	44
6) 既存住宅の耐震性能向上による耐用年数の延伸	都市整備部 住宅対策課	44

1)	遮熱性舗装の整備	担当課	道路課
----	----------	-----	-----

車道舗装表面に遮熱性舗装を施工し、路面温度低減によるヒートアイランド現象緩和等を図りました。

年度	21	22	23	24
路線数（件）	1	1	—	1
面積（㎡）	541	523	—	1,000

2)	公共用地取得後の適正管理	担当課	用地課
----	--------------	-----	-----

武蔵野市土地開発公社が取得した公共用地の適正管理のため、ごみの収集及び除草の依頼を行いました。

年度	21	22	23	24
ゴミ収集処理	96回	61回	54回	33回
除草依頼(※)	9件	11件	12件	9件

※枝等の剪定も含む。

3)	空地の適正管理	担当課	環境政策課
----	---------	-----	-------

空地の適正管理のため、市内調査及び除草の依頼を行いました。

平成24年度は、6月から7月にかけて、市内全域の空地調査を行いました。

平成24年度空地把握件数 256件（あき地 155件 あき家 101件）

年度	20	21	22	23	24
空地把握件数	246	276	268	263	256

4)	宅地開発、中高層建築物の建築に対する指導	担当課	まちづくり推進課
----	----------------------	-----	----------

事業主が開発行為または中高層建築物の建築を行う際、「武蔵野市まちづくり条例」に基づき、①中高層建築物（高さ10mを超える等）②特定集合住宅（15戸以上）③集客施設（500㎡以上）④開発行為等の開発事業に対して、事業区域内の緑化の推進や保全、公園・公共用地の確保、駐輪施設、清掃施設の設置等、居住環境に配慮した事業計画となるよう指導及び誘導を行いました。

各種届出（「武蔵野市まちづくり条例」に基づく）

年度	21	22	23	24
大規模土地取引の手続き（件）	3	5	6	2
大規模開発事業（件）	5（0）	5（0）	11	8
一般開発事業（件）	19（1）	23（5）	29	27

（ ）内は宅地開発件数（内数）

5)	大規模団地建替えに伴う環境整備の促進	担当課	住宅対策課
----	--------------------	-----	-------

市営桜堤住宅及び都営住宅の建替え事業化に伴い、公園緑地の確保、水辺環境の整備、雨水の有効利用及びごみの減量・資源化対策等、周辺市街地やまちづくり施策と整合した環境整備を図るため、庁内調整を行いました。
平成24年度は、関係機関及び関係各課との継続的な個別調整を適宜実施しました。

6)	既存住宅の耐震性能向上による耐用年数の延伸	担当課	住宅対策課
----	-----------------------	-----	-------

既存住宅の耐震性向上は、耐用年数を延伸させ、エネルギー・資源の有効活用、廃棄物削減や自然環境の保全等につながります。耐震診断及び耐震改修を対象とした助成制度や耐震アドバイザー派遣により、耐震診断・改修を促進し、既存住宅の耐震性能の向上を図りました。

助成件数

年度	診断助成件数	改修助成件数
20	27件（木造24/非木造3/マンション0）	14件（木造14/非木造0/マンション0）
21	30件（木造30/非木造0/マンション0）	11件（木造10/非木造1/マンション0）
22	26件（木造24/非木造2/マンション0）	19件（木造19/非木造0/マンション0）
23	87件（木造85/非木造2/マンション0）	24件（木造24/非木造0/マンション0）
24	117件（木造111/非木造3/マンション3）	56件（木造55/非木造1/マンション0）

耐震アドバイザー派遣事業

派遣件数	受付期間
38件	平成20年5月7日～平成21年3月10日
21件	平成21年4月1日～平成22年3月31日
30件	平成22年4月1日～平成23年3月31日
110件	平成23年4月1日～平成24年3月30日
65件	平成24年4月2日～平成25年3月29日

＜環境方針6＞ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします。

防災面や衛生面も含めて、安全・安心かつ衛生的な環境を維持するため、①環境の危機管理、②生活環境の維持、③水の安定供給、④水の循環システムの確立等の施策（事業）を実施しました。

施策① 環境の危機管理

事業名		担当課（施設）	該当頁
1)	工場、建設工事現場の公害防止	環境部 環境政策課	45
2)	市内の大気環境測定	環境部 環境政策課	46
3)	アルカリろ紙による窒素酸化物調査	環境部 環境政策課	53
4)	簡易カプセルによる二酸化窒素調査	環境部 環境政策課	54
5)	交差点環境調査	環境部 環境政策課	57
6)	道路交通騒音・振動調査	環境部 環境政策課	58
7)	地下水汚染対策	環境部 環境政策課	62
8)	有機塩素系溶剤使用事業者の実態調査	環境部 環境政策課	62
9)	市の酸性雨の状況の把握	環境部 環境政策課	64

1)	工場、建設工事現場の公害防止	担当課	環境政策課
----	----------------	-----	-------

工場、指定作業場の設置等の届出を受理し、同時に公害防止の取り組みに関して指導を行いました。

平成 24 年度 工場認可件数

設置申請	設置認可	設置未認可	設置取下げ	設置不認可	廃止申請
0	0	0	0	0	3
変更申請	変更認可	変更未認可	変更取下げ	変更不認可	職権廃止
0	0	0	0	0	0

※認可工場数＝125

平成 24 年度 指定作業場関係届出書受理件数

種 別	設 置	変 更	廃 止	計
自動車駐車場	4	10	11	25
めん類製造業	1	0	0	0
地下水揚水施設を有する事業場	0	0	2	2
計	5	10	13	28

※指定作業場数＝557

平成 24 年度 騒音規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	1
	変 更 届	3
	廃 止 届	2
特 定 建 設 作 業 実 施 届		75

※騒音規制法に基づく特定工場等の数＝98

平成 24 年度 振動規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	1
	変 更 届	2
	廃 止 届	1
特 定 建 設 作 業 実 施 届		50

※振動規制法に基づく特定工場等の数=28

2)	市内の大気環境測定	担当課	環境政策課
----	-----------	-----	-------

A. 大気汚染の概要

本市は、東京都23区に隣接して位置し、市内には大規模な工場はほとんど存在せず、また道路も国道等の主要幹線道路は通っていません。しかし、東京湾岸の工業地帯や都心への交通の集中等による影響を受け、昭和30年代の後半から大気環境は悪化しました。また、昭和40年代半ばからは、光化学スモッグが発生し、被害が多発しました。

昭和40年代後半、ようやく公害対策基本法を中心とした法体系が整備され、大規模な工場に起因する二酸化硫黄等の汚染は改善され、大気汚染問題は解決したかのようにも思われました。しかし、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントに関しては、短期的評価ながら基準の未達成の状況が続いています。要因は、物流の活発化や交通量の増加に起因した自動車による排気ガスの影響であり、かつ、事業所等から発生する炭化水素系化合物（揮発性有機溶剤・VOC）が注目されています。近年では、中国の経済発展の影響も推測されています。

また、二酸化炭素等の温室効果ガスによる温暖化や酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊等、地球規模での大気汚染が進行し、いわゆる「地球環境問題」が深刻な課題になっています。大気汚染は、地域的であるとともに、地球規模の問題でもあります。

その他、近年の大気汚染問題の動向として、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、平成13年にはジクロロメタンが、有害大気汚染物質に指定され、これらを使用する施設に対して排出抑制基準が定められました。また、平成11年には、ダイオキシン類対策特別措置法が公布され、廃棄物焼却炉等の発生源に対する規制が定められ、環境基準の設定、総量規制等、対策の充実強化が図られました。

さらに、注目する物質として石綿（アスベスト）がクローズアップされ、平成18年3月からは、大気汚染防止法に係る、特定粉じん排出等作業実施の届出等が改正強化されています。

B. 大気汚染物質

大気中に排出される主な汚染物質は、以下のとおりです。

汚 染 物 質 名	説 明
硫 黄 酸 化 物 (SO _x)	重油等の燃料中に含まれる硫黄分が燃えて発生します。代表的なものは二酸化硫黄 (SO ₂) で、無色、刺激性が強く、慢性気管支炎等、呼吸器系疾患を引き起こします。
一 酸 化 炭 素 (CO)	燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭のガスで、主に自動車から排出されます。吸い込むと血液中で酸素を運ぶヘモグロビンと結びつくため酸素欠乏を起こし、頭痛、はきけ、めまい、全身倦怠等の症状があらわれます。
炭 化 水 素 (HC)	自動車や燃料、有機溶剤を取り扱う事業所等から排出されます。炭化水素にはいろいろな種類がありますが、窒素酸化物 (NO _x) とともに、光化学スモッグの原因物質とされています。
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	大気中に長期間浮いている微粒子で、気道や肺に入り込む大きさ 10 マイクロメートル (1 マイクロメートル=1/1000mm) 以下のものです。視程障害の原因となるほか、他の汚染物質と結びついて呼吸器系の疾患を引き起こします。
窒 素 酸 化 物 (NO _x)	自動車や工場、事業所、家庭での燃料の燃焼により、燃料中の窒素分や、空気中の窒素が酸化されて発生します。発生時のほとんどは無色無臭の一酸化窒素 (NO) ですが、これが空気中で酸化されてできる二酸化窒素 (NO ₂) は、赤褐色で刺激臭をもち、慢性気管支炎や肺気腫を引き起こします。
光化学オキシダント (O _x)	大気中の炭化水素と窒素酸化物が、太陽光線を受けて反応してできる汚染物質の総称で、目やのどを刺激し、植物にも被害を及ぼす光化学スモッグを引き起こします。

C. 大気環境の評価

a. 大気の汚染に係る環境基準

大気については、次の10の汚染物質について環境基準が定められています。本市ではそのうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて測定を行っています。

物 質 名	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン	1 年平均値が 1m ³ あたり 0.6 ピコグラム (pg-TEQ/ m ³) 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

※ppm…百万分の一 (気体の場合、1m³中に 1cm³含まれる濃度) を指します。

b. 環境基準とは

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境上の条件として、現在、大気の汚染のほか、水質の汚濁、騒音、土壌の汚染についてそれぞれ定められています。

環境基準は、受忍の限度あるいは許容限度というのではなく、環境改善あるいは環境維持のための行政上の目標としての基準とされています。

一方、工場や事業所を設置している者等が、公害防止上守らなければならない許容限度として、規制基準、排出基準等があります。

c. 環境基準の評価

大気環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。一般に、健康に慢性影響を及ぼす物質については長期的評価、急性影響を及ぼす物質については短期的評価が主に用いられます。

長期的評価	年間の測定値のうち、一定の値について、環境基準と比較して評価を行います。
短期的評価	測定を行った日についての1日平均値、各1時間値等を環境基準と比較して評価を行います。

d. 物質ごとの評価の仕方（通知による）

物質名	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	○	○
一酸化炭素 (CO)	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○
二酸化窒素 (NO _x)		○
光化学オキシダント (O ₃)	○	

○：通知により定められた評価のうち、より一般的に用いられている方法

（「環境基準による大気汚染の評価」環境庁大気保全局長通知、昭和48年、昭和53年）

e. 長期的評価

物質名	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合には、7日分の測定値）を除外した後の最高値である「2%除外値」を、環境基準と比較して評価します。 ただし、環境基準を超える日が2日以上連続する場合には不適合と評価します。
一酸化炭素 (CO)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	
二酸化窒素 (NO ₂)	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する「98%値」を、環境基準と比較して評価します。

f. 長期的評価による環境基準適合状況

物質名	評価値	環境基準	評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	0.002ppm	0.04ppm	適合
一酸化炭素 (CO)	0.6ppm	10ppm	適合
浮遊粒子状物質 (SPM)	0.045mg/m ³	0.10mg/m ³	適合
二酸化窒素 (NO ₂)	0.034ppm	0.06ppm	適合

※上記物質については、一般的に長期的評価により評価されます。

g. 短期的評価による環境基準適合状況

物質名	有効測定日数	適合日数	適合割合	有効測定時間	適合時間	適合割合	評価
一酸化炭素	348	348	100%	8,326	8,326	100%	適合
光化学オキシダント	363	308	84.8%	8,660	8,410	97.1%	不適合

※上記物質については、一般的に短期的評価により評価されます。

D. 武蔵野市の大気環境

市役所西庁舎2階に大気汚染自動測定機を設置し、環境基準で定められた5物質のほか、気象条件等を常時測定しました。

項目	二酸化硫黄 (ppm)			一酸化炭素 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)			二酸化窒素 (ppm)			オキシダント (ppm)		
月	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
24.4	0.006	0.000	0.001	0.6	0.1	0.3	0.073	0.000	0.019	0.043	0.002	0.014	0.104	0.003	0.037
5	0.006	0.000	0.001	0.6	0.1	0.3	0.076	0.000	0.019	0.042	0.003	0.012	0.088	0.004	0.043
6	0.009	0.000	0.001	0.9	0.1	0.3	0.065	0.000	0.015	0.044	0.003	0.014	0.099	0.001	0.030
7	0.035	0.000	0.001	0.7	0.1	0.3	0.087	0.000	0.020	0.100	0.002	0.013	0.115	0.000	0.026
8	0.007	0.000	0.001	0.7	0.0	0.2	0.149	0.000	0.012	0.029	0.002	0.010	0.092	0.000	0.018
9	0.000	0.000	0.001	0.7	0.1	0.3	0.058	0.000	0.012	0.046	0.001	0.012	0.080	0.000	0.024
10	0.005	0.000	0.001	1.1	0.1	0.3	0.050	0.000	0.014	0.043	0.002	0.014	0.061	0.001	0.024
11	0.004	0.000	0.001	1.6	0.2	0.4	0.061	0.000	0.014	0.060	0.003	0.021	0.046	0.000	0.014
12	0.006	0.000	0.001	1.5	0.1	0.5	0.096	0.000	0.012	0.056	0.003	0.022	0.041	0.000	0.014
25.1	0.007	0.000	0.001	1.7	0.2	0.3	0.104	0.000	0.010	0.063	0.001	0.021	0.045	0.001	0.019
2	0.004	0.000	0.001	1.1	0.1	0.4	0.712	0.000	0.021	0.058	0.002	0.020	0.048	0.000	0.019
3	0.005	0.000	0.001	1.0	0.1	0.3	0.592	0.000	0.027	0.059	0.002	0.015	0.076	0.001	0.032
長期的評価値	0.002 (2%除外値)			0.6 (2%除外値)			0.045 (2%除外値)			0.034 (98%値)					

※平均値…日平均の月平均値

E. これまでの大気環境

a. 長期的評価による環境基準適合状況 ※SO₂、SPM、NO₂は、一般的に長期的評価により評価されます。

年度	二酸化硫黄SO ₂		浮遊粒子状物質		二酸化窒素	
	評価値(ppm)	評価	評価値(mg/m ³)	評価	評価値(ppm)	評価
20	0.003	◎	0.056	◎	0.034	◎
21	0.003	◎	0.044	◎	0.039	◎
22	0.002	◎	0.049	◎	0.037	◎
23	0.002	◎	0.043	◎	0.036	◎
24	0.002	◎	0.045	◎	0.034	◎

※◎は適合、×は不適合

b. 短期的評価による環境基準適合状況 ※一酸化炭素と光化学オキシダントは、一般的に短期的評価により評価されます。

物質名	一酸化炭素					光化学オキシダント						
	1時間値の1日 平均値が10ppm を超えた日数	割合 (%)	1時間値 の8時間 平均値が 20ppmを超 えた回数	割合 (%)	評価	1時間値が 0.06ppmを 超えた時間 数	割合 (%)	1時間値が 0.12ppmを超 えた日数	割合 (%)	評価	最大値 (ppm)	光化学ス モッグ注 意報発令 回数
20	0	0	0	0	◎	480	5.5	1	0.2	×	0.132	11
21	0	0	0	0	◎	352	4.0	4	1.1	×	0.128	5
22	0	0	0	0	◎	386	4.5	6	1.7	×	0.158	6
23	0	0	0	0	◎	265	3.1	0	0	×	0.114	2
24	0	0	0	0	◎	250	2.8	0	0	×	0.115	2

※◎は適合、×は不適合

F. 気温について

a. 気温の月変化

(単位：℃)

	H24/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H25/1	2	3	年計
最高気温	27.1	27.1	29.4	36.1	36.2	34.6	30.9	21.5	17.7	15.2	20.1	27.1	36.2
最低気温	2.5	9.9	14.5	16.8	22.4	17.4	9.9	2.3	-1.5	-2.4	-1.9	-2.1	-2.4
平均気温	13.6	18.7	20.9	26.0	28.5	25.3	18.6	11.4	6.1	4.4	5.1	11.4	15.9

b. 気温の状況

年度	最高気温 (℃)	真夏日 (日数)	熱帯夜 (日数)	最低気温 (℃)	冬日 (日数)	備考
20	36.5	57	12	-2.5	9	なし
21	34.9	47	7	-2.1	17	曇り日多い
22	38.0	76	46	-3.3	23	猛暑
23	36.9	59	33	-3.5	32	厳冬
24	36.2	64	33	-2.4	27	猛暑

※真夏日・・・最高気温が 30℃ 以上の日 ※熱帯夜・・・最低気温が 25℃ 以上の日

※冬日・・・最低気温が 0℃ 未満の日

G. 光化学スモッグ

大気汚染に伴う現象のひとつに光化学スモッグがあります。光化学スモッグは、自動車や工場等から大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素等の汚染物質が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、その結果、光化学オキシダントなどが高い濃度で発生する現象です。目がチカチカする、喉が痛む等の症状を起こすほか、植物の葉が枯れる等の被害をもたらします。

光化学スモッグは、天気、気温、風速等の気象条件によって左右されることが多く、特によく晴れた風の弱い日や、もやのかかったような視界の悪い日に発生しやすくなっています。

光化学スモッグに対処するため、東京都より下表に示す基準が設けられ、緊急時における住民への注意と、工場・事業場との協力体制がとられています。

光化学スモッグの緊急時発令基準及び措置

段 階	発令の基準	措 置		
		緊急時協力工場	自動車等	一 般
予 報	高濃度汚染が予想される時(気象条件から)	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請	①ばい煙排出者に対し自主規制を協力要請
注 意 報	オキシダント濃度 0.12ppm以上1時間	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	②屋外になるべく出ない
警 報	オキシダント濃度 0.24ppm以上1時間	通常の燃料使用量より40%以上削減勧告		③屋外運動はさしひかえる
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm以上1時間	通常の燃料使用量より40%以上削減命令	都公安委員会に対し、措置をとるべく要請	④被害にあった時は保健所に届け出る旨協力要請
学校情報	オキシダント濃度が0.10ppm以上			上記②～④について周知

多摩北部地区における光化学スモッグ注意報年・月別発令回数

※多摩北部地区＝武蔵野・小平・東村山・西東京・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	1	0	0	2	1	1	0	0	0
6月	0	2	3	3	2	1	2	0	1	0
7月	0	6	5	4	2	6	1	0	0	2
8月	4	3	2	7	7	2	1	4	1	0
9月	3	0	4	0	0	1	0	2	0	0
合計	7	12	14	14	13	11	5	6	2	2

H. ダイオキシン類調査

a. ダイオキシン類

ダイオキシン類は有機塩素系化合物で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーPCBの総称です。塩素の付く位置や数によってさまざまな異性体があります。なかでも2,3,7,8-四塩化ダイオキシンは、発ガン性や催奇形性を有し、皮膚、内臓障害をもたらす毒性物質といわれています。

ダイオキシン類は、他の多くの化学物質と異なり、製造を目的として生成されたものではなく、燃焼や化学物質製造の過程等で意図せず生成され、燃焼排ガスや化学物質の不純物として環境中に排出されたものです。また、外因性内分泌かく乱化学物質としても問題となっています。

そこで、ダイオキシン類の環境中への排出を減らすため、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が成立し、平成12年1月より施行されました。

b. ダイオキシン類対策特別措置法等による各種の基準値

＜耐容1日摂取量＞

耐容1日摂取量（TDI）	人の体重1kgあたり4ピコグラム（pg-TEQ/kg/日）
--------------	-------------------------------

※TDI…ヒトが一生涯にわたり連日摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断される1日当たりの摂取量です。ダイオキシン類のTDIについては、4pg-TEQ/kg/日（体重50kgの人では200pg）と設定されています。

※TEQ…ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なります。異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性を1として、各異性体の毒性を換算した量です。

※pg＝ピコグラム。1兆分の1g

＜環境基準＞

大気	1m ³ あたり0.6ピコグラム（pg-TEQ/m ³ ）以下（年平均値）
水質	1リットルあたり1ピコグラム（pg-TEQ/L）以下（年平均値）
土壌	1gあたり1,000ピコグラム（pg-TEQ/g）以下

c. 東京都によるダイオキシン類調査結果

東京都により都内全域の大気・土壌・地下水・公共用水域のダイオキシン類の調査が行われました。本市でも市立第五小学校で大気の調査が行われ、その結果は以下のとおりです。

＜大気中における測定結果（速報値）＞

単位：pg-TEQ/m³

調査点	H24 5/16～23	8/15～22	11/14～21	H25 2/7～14	平均値
第五小	0.019	0.017	0.034	0.030	0.025

※市立第五小学校の平均値…H21年度平均0.038、H22年度平均0.037、H23年度平均0.040

※クリーンセンター各種ダイオキシン類の測定結果はP.86を参照

I. アスベスト調査

大気中のアスベストを毎年調査しています。昨今、取扱者や作業者、周辺の住民への被害が問題化し、関連法と解体時等の規制が強化されています。（大気汚染防止法基準:敷地境界 10 本/L）

＜大気中のアスベスト調査結果＞					単位 繊維/L
採取月日	H24. 5. 25	H24. 8. 24	H24. 11. 22	H25. 2. 25	平均
石綿	0. 2	0. 1 未満	0. 2	0. 2	0. 2 未満

採取場所 市役所 百葉箱前
吸引時間 4 時間 吸引ガス量 2. 4L

3)	アルカリろ紙による窒素酸化物調査	担当課	環境政策課
----	------------------	-----	-------

A. 調査目的

市役所本庁舎 2 階に自動測定機を設置して、常時大気汚染の状況を監視しました。また、市役所本庁舎以外にも、昭和58年度以降下記の測定地点で、それぞれ年間を通じて、月ごとの窒素酸化物濃度をアルカリろ紙を用いて調査しています。

測定地点および測定結果										単位 (mg/100cm ² ・日)			
	H24 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	H25 年 1 月	2 月	3 月	平均
①成蹊学園	欠測	0.004	<0.003	<0.003	0.004	0.003	<0.003	0.004	0.010	0.006	0.006	<0.003	0.004
②光専寺	欠測	0.003	0.004	0.004	0.006	0.005	0.003	0.010	0.013	0.009	0.007	0.004	0.006
③本宿小学校	欠測	0.004	<0.003	0.004	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.006	0.005	0.003	<0.003	0.004
④武蔵野公会堂	欠測	<0.003	欠測	0.004	0.005	0.005	0.006	0.011	0.015	0.011	0.008	<0.003	0.007
⑤境南保育園	欠測	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	<0.003	<0.003	0.005	0.009	0.008	0.005	<0.003	0.004
⑥桜堤団地	欠測	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	<0.003	<0.003	0.004	0.008	0.006	0.005	<0.003	0.004
⑦第六中学校	欠測	<0.003	<0.003	<0.003	0.005	<0.003	<0.003	0.005	0.010	0.008	0.005	<0.003	0.005
⑧武蔵野市役所	欠測	<0.003	<0.003	<0.003	0.004	<0.003	<0.003	0.006	0.008	0.006	0.005	<0.003	0.004
⑨武蔵野警察署前	欠測	0.011	0.008	0.009	0.013	0.022	0.018	0.029	0.020	0.015	0.013	0.006	0.015
⑩市民文化会館前	欠測	0.003	<0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.007	0.010	0.007	0.006	<0.003	0.005
月平均	欠測	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	0.008	0.011	0.008	0.006	0.003	0.011

※分析可能な最小限度は 0.003 mg/100cm²・日。月別・地点別平均の算出に当たり<0.003 は 0.003 として算出。
※アルカリろ紙を用いた大気汚染度の測定法：アルカリ液を含浸したろ紙を 1 か月大気中に放置して、窒素酸化物を捕集し測定する方法。大気汚染の経年比較、測定地点相互の比較を行う際に有効な測定方法です。

B. 測定結果の概要

月別の比較では、11 月から 2 月までの冬季に特に高い濃度を示しています。
また、測定地点別に見ると武蔵野警察署前が突出しています。これは他の地点と異なり、交差点の中央に測定点を設置しているためと考えられます。
過去 5 年間の比較では、大きな変動はなく、おおむね横ばいとなっています。

4)	簡易カプセルによる二酸化窒素調査	担当課	環境政策課
----	------------------	-----	-------

A. 調査目的

武蔵野市内の大気汚染の状況を細かく調べるため、市内町丁目ごとに交差点・道路沿道・後背地を選び出し、各地点での二酸化窒素の濃度を調査しています。毎年環境月間の行事の一環として、公害監視連絡員の協力を得て実施しています。

平成5年度からは、大気汚染が最も深刻になる冬季にも調査を実施することとし、11月末から12月始めにも行っています。天谷式簡易カプセルを使用して調査しました。（測定数値は市役所を基準に係数を求め、 μg からppmに変換しています）

B. 測定年月日

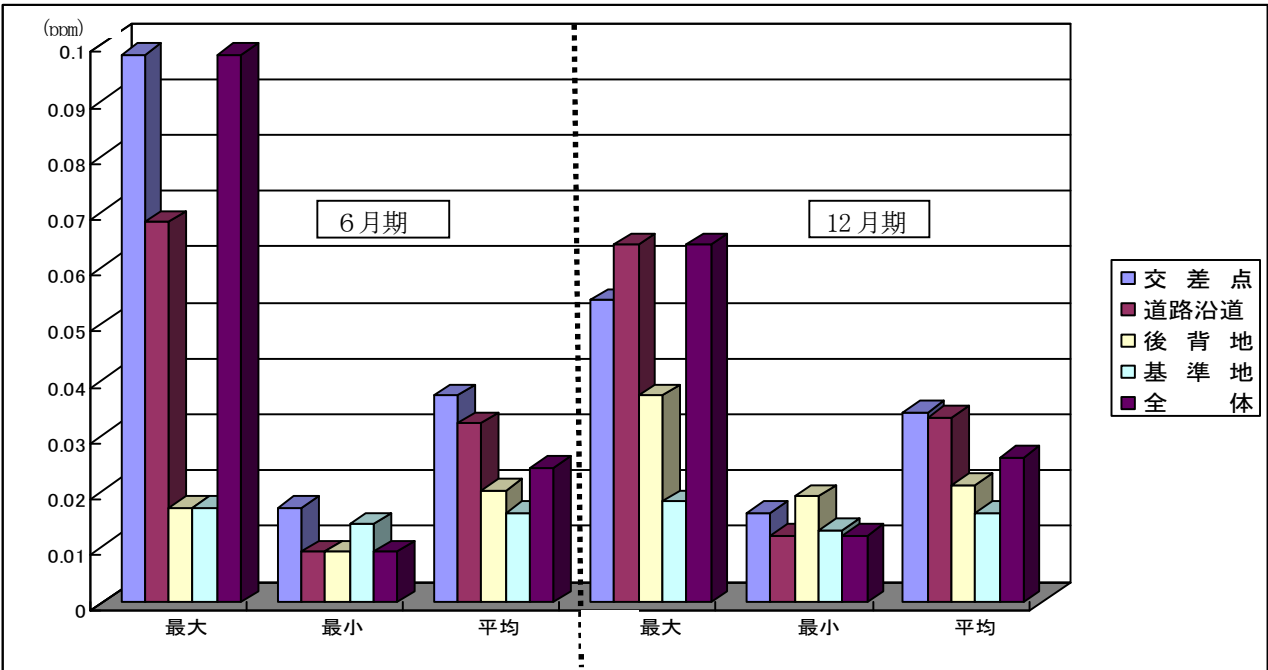
- ①平成24年5月28日（月）午後3時から5月29日（火）午後3時まで
- ②平成24年11月27日（火）午後3時から11月28日（水）午後3時まで

簡易カプセルによる二酸化窒素測定結果 単位：ppm

	6月期				12月期			
	最大	最小	平均	測定地点数	最大	最小	平均	測定地点数
交 差 点	0.098	0.017	0.037	55	0.054	0.016	0.034	55
道路沿道	0.068	0.009	0.032	48	0.064	0.012	0.033	49
後 背 地	0.017	0.009	0.020	58	0.037	0.019	0.021	59
基 準 地	0.017	0.014	0.016	2	0.018	0.013	0.016	2
全 体	0.098	0.009	0.024	163	0.064	0.012	0.026	165

※ 地点数は交差点、沿道、後背地にも含まれます。

簡易カプセルによる二酸化窒素測定結果 単位：ppm



簡易カプセルによる二酸化窒素測定結果（夏＝平成 24 年 5 月 28 日～5 月 29 日 冬＝平成 24 年 11 月 27 日～11 月 28 日）

No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬
1	交	八幡宮前 (北東)	0.038	0.032	31	交	成蹊通り	0.024	0.035	61	沿	中町2-9	0.021	0.031
2	沿	吉祥寺東町 1-9	0.019	0.020	32	沿	吉祥寺本町 3-11	0.021	0.035	62	後	中町2-15	0.009	0.016
3	後	吉祥寺東町 1-15	0.013	0.029	33	後	吉祥寺本町 3-13	欠	0.037	63	交	日本たばこ 産業前	0.032	0.046
4	交	四軒寺 (東)	0.053	0.039	34	沿	吉祥寺本町 4-17	欠	0.043	64	沿	中町3-9	0.030	0.037
5	後	吉祥寺東町 2-22	0.019	0.023	35	後	吉祥寺本町 4-19	※0.011	0.024	65	後	中町3-12	0.017	0.029
6	交	法政通り交 差点	0.024	0.033	36	交	四軒寺 (西)	0.042	0.054	66	交	中央通り (南西)	0.034	0.029
7	沿	吉祥寺東町 3-6	0.026	0.023	37	沿	吉祥寺北町 1-18	0.047	0.047	67	沿	西久保 1-3	0.042	0.027
8	後	吉祥寺東町 3-12	0.013	0.021	38	後	吉祥寺北町 1-17	0.021	0.023	68	後	西久保 1-6	0.017	0.008
9	沿	吉祥寺東町 4-12	0.021	0.012	39	交	練馬境	0.042	0.042	69	交	西久保 2-3	0.034	0.027
10	後	吉祥寺東町 4-9	0.011	0.020	40	沿	吉祥寺北町 2-1	0.044	0.056	70	沿	西久保 2-14	0.030	0.024
11	交	吉祥寺駅前	0.063	0.040	41	後	吉祥寺北町 2-13	0.024	0.029	71	後	西久保 2-24	0.026	0.029
12	沿	吉祥寺南町 1-7	0.042	0.046	42	交	吉祥寺北町	0.042	0.036	72	交	武蔵野中央 (南西)	0.051	0.040
13	後	吉祥寺南町 1-20	0.015	0.016	43	沿	吉祥寺北町 3-5	0.038	0.037	73	沿	西久保 3-23	0.028	0.025
14	交	井の頭線ガ ード下	0.098	0.042	44	後	吉祥寺北町 3-9	0.013	0.016	74	後	西久保 3-10	0.017	0.025
15	沿	吉祥寺南町 2-13	0.047	0.035	45	交	武蔵野中央 (北東)	0.038	0.031	75	交	西久保三丁 目	0.040	0.046
16	後	吉祥寺南町 2-19	0.021	0.028	46	沿	吉祥寺北町 4-11	0.044	0.028	76	後	緑町1-6	0.170	0.021
17	交	前進座前 (南)	0.034	0.035	47	後	吉祥寺北町 4-9	0.013	0.028	77	交	緑町一丁目	0.044	0.031
18	沿	吉祥寺南町 3-32	0.024	0.028	48	交	市役所前	0.044	0.029	78	沿	緑町2-4	0.024	0.035
19	後	吉祥寺南町 3-22	0.013	0.012	49	沿	吉祥寺北町 5-11	0.030	0.027	79	後	緑町2-3	0.024	0.021
20	交	前進座前 (北)	0.036	0.037	50	後	吉祥寺北町 5-2	0.013	0.021	80	交	市営プール 前	0.038	0.021
21	後	吉祥寺南町 4-20	0.017	0.025	51	交	吉祥寺駅前	0.051	0.032	81	後	緑町3-5	0.019	0.014
22	交	松庵小前	0.038	0.049	52	沿	御殿山 1-7	0.038	0.050	82	交	関前三丁目 (北)	0.030	0.036
23	沿	吉祥寺南町 5-4	0.036	0.054	53	後	御殿山 1-5	0.017	0.020	83	沿	八幡町1- 2	0.030	0.039
24	後	吉祥寺南町 5-11	0.013	0.018	54	交	むらさき橋	0.026	0.032	84	後	八幡町1- 4	0.017	0.023
25	交	吉祥寺駅東 口	0.032	0.047	55	沿	御殿山 2-12	0.019	0.035	85	交	伏見通り	0.034	0.029
26	沿	吉祥寺本町 1-12	0.036	0.029	56	後	御殿山 2-9	0.019	0.025	86	沿	八幡町2- 3	0.034	0.043
27	後	吉祥寺本町 1-30	0.026	0.037	57	交	三鷹駅前	0.026	0.024	87	後	八幡町2- 4	0.013	0.016
28	交	八幡宮前 (南西)	0.072	0.035	58	交	平沼園	0.021	0.040	88	交	女子学院前	0.032	0.029
29	沿	吉祥寺本町 2-3	0.068	0.032	59	後	中町 1-23	0.021	0.021	89	沿	八幡町3- 5	0.034	0.027
30	後	吉祥寺本町 2-28	0.028	0.009	60	交	中央通り (北東)	0.044	0.037	90	後	八幡町3- 3	0.017	0.019

(単位：ppm)

No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬		
91	交	武蔵野北高前	0.042	0.037	121	交	職業訓練校前	0.026	0.016	151	後	吉祥寺北町3－15	0.019	0.019		
92	沿	八幡町4－27	0.032	0.028	122	沿	境5－6	0.028	0.019	152	後	小金井公園	0.015	0.027		
93	後	八幡町4－4	0.021	0.016	123	後	境5－11	0.021	0.016	153	沿	境2－24	0.038	0.027		
94	交	桜橋	0.061	0.044	124	交	境 橋 （南西）	0.024	0.019	154	後	境2－19	0.026	0.019		
95	沿	関前1－9	0.057	0.047	125	沿	桜堤1－7	0.015	0.020	155	交	関前3－17	0.019	0.027		
96	後	関前1－3	0.011	0.029	126	後	桜堤1－7	0.009	0.012	156	交	関前2－7	0.028	0.028		
97	交	関前2－1	0.019	0.019	127	交	くぬぎ橋	0.021	0.024	157	交	関前2－9	0.028	0.033		
98	沿	関前2－17	0.034	0.019	128	沿	桜堤2－9	0.013	0.014	201	後	成蹊学園	0.011	0.025		
99	後	関前2－15	0.021	0.016	129	後	桜堤2－11	0.013	0.014	202	沿	光専寺	0.042	0.064		
100	交	関前三丁目（南）	0.034	0.029	130	交	桜堤3－1	0.032	0.032	203	後	本宿小学校	0.017	0.027		
101	沿	関前3－33	0.040	0.021	131	沿	桜堤3－23	0.034	0.029	204	沿	武蔵野公会堂	0.015	0.028		
102	後	関前3－30	0.013	0.023	132	後	桜堤3－2	0.017	0.016	205	後	境南保育園	0.017	0.031		
103	交	関前4－1	0.055	0.033	133	交	日赤前	0.024	0.044	206	後	桜堤団地	0.019	0.016		
104	沿	関前4－11	0.034	0.029	134	沿	境南町1－7	0.032	0.040	207	後	第六中学校	0.015	0.019		
105	後	関前4－3	0.028	0.029	135	後	境南町1－11	0.011	0.014	208	沿	市民文化会館前	0.026	0.021		
106	交	境 橋 （北東）	0.038	0.042	136	交	境駅前	0.047	0.046	209	交	武蔵野警察署前	0.028	0.046		
107	沿	関前5－19	0.042	0.040	137	交	境南町2－9	0.051	0.037	148	基	五小	0.015	0.019		
															0.015	0.019
108	後	関前5－15	0.019	0.020	138	後	境南町2－15	0.013	0.023						0.015	0.018
															0.013	0.018
109	交	境一丁目	0.030	0.027	139	交	境南四丁目（北東）	0.030	0.023						0.011	0.018
110	沿	境1－16	0.044	0.040	140	沿	境南町3－17	0.036	※0.033	平均			0.014	0.018		
111	後	境1－20	0.013	0.018	141	後	境南町3－14	0.013	0.032	149	基	井の頭公園	0.017	0.018		
															0.017	0.014
112	交	境 三 丁 目（南西）	0.049	0.027	142	交	境南町4－9	0.021	0.024						0.017	0.014
															0.017	0.011
113	沿	境2－8	0.028	0.029	143	沿	境南町4－21	0.009	0.028				0.017	0.009		
114	後	境2－6	0.017	0.020	144	後	境南町4－13	0.017	0.019	平均			0.017	0.013		
115	交	境 三 丁 目（北東）	0.026	0.043	145	交	境南四丁目（南西）	0.021	0.029	150	基	市 役 所（μg）	1.24	3.34		
116	沿	境3－16	0.030	0.025	146	沿	境南町5－2	※0.019	0.040						0.79	3.00
117	後	境3－10	0.013	0.012	147	後	境南町5－5	0.030	0.019						0.79	2.01
118	交	武蔵野二小前	0.017	0.032	148	基	五小	0.014	0.018						0.79	1.90
119	沿	境4－10	0.026	0.032	149	基	井の頭公園	0.017	0.013						0.08	1.90
120	後	境4－5	0.013	0.014	150	基	市役所						平均			0.79

夏：市役所測定室 24 時間平均濃度 0.015ppm、捕集管基準値 0.79 μg、係数 0.019
冬：市役所測定室 24 時間平均濃度 0.018ppm、捕集管基準値 2.30 μg、係数 0.008

5)	交差点環境調査	担当課	環境政策課
----	---------	-----	-------

A. 調査目的

幹線道路の交差する市内の主要な交差点5ヵ所の大気汚染状況を把握するため、汚染の最も深刻となる冬季に調査しました。

B. 調査期日および調査方法

平成24年11月27日（火）午後3時から29日（木）午後3時までの連続3日間

- a. 二酸化窒素 交差点に東西南北の4方向から進入する道路それぞれの沿道、後背地（沿道から20メートル程度奥まった場所）計8ヵ所、及び交差点中央の1ヵ所、合計9ヵ所に簡易カプセルを設置し、24時間ごとに交換して3日間連続測定。
- b. 風 速 市役所測定室 1時間値の1日平均値。

C. 測定結果の概要（単位：ppm）

1日目（11月27日・火） 天候：晴れ 市役所測定室 二酸化窒素0.012ppm 風速3.1m/s

交差点名	東 進		南 進		西 進		北 進		交差点 中 央
	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	
吉祥寺駅前	0.032	0.024	0.039	0.024	0.046	0.027	0.027	0.027	0.040
八幡宮前	0.042	0.033	0.037	0.029	0.043	0.023	0.037	0.021	0.033
武蔵野中央	0.036	0.029	0.047	0.023	0.037	0.020	0.031	0.023	0.045
中央通り	0.029	0.021	0.067	0.020	0.042	0.021	0.032	0.016	0.033
柳 橋	0.032	0.024	0.039	0.021	0.031	0.018	0.035	0.021	0.042

2日目（11月28日・水） 天候：曇り 市役所測定室 二酸化窒素0.028ppm 風速1.6m/s

交差点名	東 進		南 進		西 進		北 進		交差点 中 央
	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	
吉祥寺駅前	0.079	0.029	0.081	0.036	0.081	0.051	0.051	0.040	0.065
八幡宮前	0.009	0.058	0.076	0.038	0.074	0.036	0.051	0.034	0.039
武蔵野中央	0.056	0.038	0.067	0.031	0.060	0.029	0.051	0.036	0.065
中央通り	0.058	0.038	0.069	0.038	0.045	0.027	0.062	0.027	0.090
柳 橋	0.047	0.031	0.065	0.038	0.034	0.023	0.049	0.025	0.051

3日目（11月29日・木） 天候：晴れ 市役所測定室 二酸化窒素0.035ppm 風速1.1m/s

交差点名	東 進		南 進		西 進		北 進		交差点 中 央
	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	沿 道	後背地	
吉祥寺駅前	0.079	0.042	0.083	0.045	0.072	0.072	0.056	0.058	0.091
八幡宮前	0.086	0.060	0.076	0.053	0.091	0.049	0.065	0.049	0.056
武蔵野中央	0.076	0.047	0.083	0.038	0.076	0.034	0.056	0.045	0.086
中央通り	0.066	0.045	0.091	0.045	0.067	0.047	0.060	0.031	0.078
柳 橋	0.065	0.053	0.072	0.053	0.045	0.029	0.062	0.045	0.073

6)	道路交通騒音・振動調査	担当課	環境政策課
----	-------------	-----	-------

A. 騒音・振動の概要

a. 騒音・振動とは

騒音とは「好ましくない音」、「不必要な音」の総称です。同じ音でも好ましくないという人もいれば、快く感じる人もいます。また同一の人でもその時の心理状態や環境により感じ方も変わってきます。騒音は会話や睡眠を妨害する等の影響を与えるほか、不快感を増したり気分を不安定にする等精神面での影響が大きいと考えられます。

一方、振動は、建設工事・大型車の通行・大型機械の稼働等による地盤の振動が建物に伝わることによって影響が発生します。騒音と同じように、建物の中にいる人に対する精神面への影響が主体となっています。

b. 騒音の大きさ

音の強弱は物理的な量として測定されますが、同じ強さの音でも音の高さによって人の耳は感じ方が違います。このため騒音を測定する際は、人の耳の感じ方に合わせ補正をした「騒音レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

c. 振動の大きさ

振動の大きさはその振幅などで測定されますが、騒音の場合と同じように人体の感じ方に合うように補正された「振動レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

音のめやす	
デシベル	め や す
120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声 犬の鳴き声
80	地下鉄の車内 ピアノの音
70	掃除機 騒々しい街頭
60	普通の会話 チャイム
50	静かな事務所 エアコン室外機
40	深夜の街 小鳥のさえずり 静かな住宅街
30	郊外の深夜 ささやき声
20	木の葉のふれあう音 蛍光灯

振動のめやす	
デシベル	め や す
85～95	吊り下げ物は大きく揺れ棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。
75～85	棚にある食器類が、音をたてることがある。
65～75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。
55～65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。
55 以下	無感

出典 「騒音・振動基準集」（東京都環境局）

d. 環境基準等

環境基本法に基づき、騒音については環境基準が定められています。さらに環境確保条例第 136 条では「日常生活等に適用する規制基準」を、騒音・振動それぞれに対して設けています。

日常生活等における騒音の規制基準（敷地の境界における騒音の大きさ（デシベル））

区 域 \ 時 間 別	朝	昼	夕	夜
	午前 6 時 ～午前 8 時	午前 8 時 ～午後 7 時	午後 7 時 ～午後 11 時	午後 11 時 ～翌日午前 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	40	45	40	40
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域	45	50	45	45
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	55	午前 8 時～午後 8 時 60	午後 8 時～午後 11 時 55	50

（騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準）

日常生活日常生活などにおける振動の規制基準（敷地の境界における振動の大きさ（デシベル））

区 域 \ 時 間 別	昼 間	夜 間
	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域	60	55
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	午前 8 時～午後 8 時 65	午後 8 時～翌日午前 8 時 60

（振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準）

自動車騒音要請限度

単位：デシベル

区域 の 区分	当てはめ地域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～翌日午前 6 時)
A 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	1 車線	65	55
		2 車線	70	65
		近接区域	75	70
B 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車線	65	55
		2 車線以上 近接区域	75	70
C 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	75	70
記 事	・車線とは 1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。			

（騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令）

（騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等）

道路交通振動要請限度

単位：デシベル

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分			
	あ て は め 地 域	8時	19時	8時	
			昼 間	夜 間	
第1種 区 域	第1種低層住居専用地域				
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
	準住居地域 用途地域の定めのない地域		65	60	
第2種 区 域	近隣商業地域				
	商業地域				
	準工業地域 工業地域		70	65	
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。					

(振動規制法第16条及び同施行規則第12条)

(振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等)

e. 騒音・振動の現状と対策

「現象別公害苦情受付状況」〔施策② 1) 公害苦情処理〕を見ても明らかなように、「騒音」・「振動（特に騒音）」に関する問題が突出しています。（「その他」を除く。）これは騒音・振動が、各種の公害の中でも日常生活に関係が深いことや、住宅の密集・交通量・建設工事等によるものと考えられます。

(工場・事業場)

騒音規制法・振動規制法・環境確保条例に基づき、それぞれの規制基準を守るよう、公害防止対策の実施、施設の改善等の指導を行っています。

(建設作業)

建設作業のうち解体・杭打ち・掘削など、機械を使用して著しい騒音・振動を発生する作業に対し、騒音規制法・振動規制法に基づき事前の届け出を義務付けるとともに、作業時間の規制、作業方法・近隣説明の徹底等の指導を行っています。

(道路交通)

騒音規制法・振動規制法により「自動車騒音要請限度」「道路交通振動要請限度」が定められ、これを超えて周辺住民に著しい被害が生じている場合には、公安委員会に対しては交通規制上の措置を、道路管理者に対しては道路補修等の措置を講じるよう要請できることとなっています。

(近隣騒音)

住宅の密集や生活様式の変化により、一般家庭での音響機器、冷暖房機器等から出る日常生活に伴う騒音や、飲食店等の深夜営業に伴う騒音が市内でも問題となっています。

環境確保条例により、拡声器の使用、飲食店等の深夜営業及びカラオケ装置等の使用については規制を行っていますが、日常生活に伴う騒音については、一律的な規制になじみにくい面があります。隣人に対するこころづかいや、ちょっとした工夫で必要以上の音を出さないことが大切です。

B. 道路交通騒音振動調査

a. 測定方法

- ・騒音……各調査地点の道路端（車歩道境界）、地上1.5～1.6mの高さで10分ごとに測定
- ・振動……各調査地点の道路端（車歩道境界）で1時間ごとに測定

道路交通騒音振動調査結果

単位：デシベル

調査地点 (地域区分)	測定年月日	区分	騒音レベル		振動レベル	
			等価騒音 レベル	要請限度	80%レン ジ上端値	要請限度
第三中学校前 女子大通り 吉祥寺東町1-23 (第2種中高層)	平成24年 11月19日 (月)	昼	65	75	46	65
		夜	61	70	37	60
井之頭自然文化園前 吉祥寺通り 御殿山1-19 (第1種低層住居)	平成24年 11月15日 (木)	昼	66	75	54	65
		夜	64	70	48	60
横河電機前 井の頭通り 中町2-10 (準工業)	平成24年 12月4日 (火)	昼	68	75	44	70
		夜	68	70	43	65
中央通り公園前 三鷹通り 中町3-4 (近隣商業)	マンション建 設工事により 測定不可	昼	—	75	—	70
		夜	—	70	—	65
市民文化会館前 五日市街道 中町3-9-11 (近隣商業)	平成24年 12月10日 (月)	昼	66	75	46	70
		夜	64	70	42	65
障害者福祉センター前 都道7号線 八幡町4-28-3 (第1種住居)	平成24年 12月6日 (木)	昼	63	75	45	65
		夜	60	70	39	60
境浄水場前 武蔵境通り 関前1-9 (近隣商業)	平成24年 12月11日 (火)	昼	69	75	50	70
		夜	66	70	45	65
井口新田バス停前 天文台通り 境南町5-10 (第1種住居)	都道拡幅付随 工事により測 定不可	昼	—	75	—	65
		夜	—	70	—	60

b. 調査結果の概要

全調査地点で、騒音・振動ともに、昼・夜間すべて騒音規制法・振動規制法に係る要請限度を下回る測定結果となりました。

7)	地下水汚染対策	担当課	環境政策課
8)	有機塩素系溶剤使用事業者の実態調査		

A. 地下水汚染

地下水は、古来、都市の中にある身近な水資源として大切に使われてきました。本市では、水道水源の約7割を市内27本の深井戸から汲み上げた地下水でまかなっています。また、市内に約150か所の民間井戸があり、飲料水や生活用水、業務用水（公衆浴場・研究所・病院など）として広く利用されています。さらに、市内の井戸のうち約60か所は災害対策用井戸に指定されています。阪神大震災以来、特に緊急時の水源として井戸の価値が見直されています。このように、本市では地下水は貴重な水資源となっており、その水質の確保は切実な問題です。

昭和57年に東京都の水道水源井戸の一部から、世界保健機構（WHO）の飲料水のガイドラインを超えるトリクロロエチレンが検出されたのをはじめ、各地で有機塩素系溶剤による地下水の汚染が明らかになってきました。トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤は、すぐれた脱脂作用があるため、半導体や金属部品の洗浄・ドライクリーニングの溶剤等に広く用いられていますが、発ガン性の疑いがあることから、昭和59年に水道水および使用事業所に対する暫定指導基準が設けられ、地下水汚染対策がスタートしました。そして平成元年10月に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの2物質が新たに「有害物質」に追加され、排水基準が定められると同時に地下浸透に対する規制（地下浸透の禁止）が法的に行われるようになりました。

その後の全国的な定期モニタリング調査で地下水汚染は増加傾向にあり、一度汚染された地下水の回復は困難であることから、平成8年6月に「汚染された地下水の浄化制度」が水質汚濁防止法に取り込まれました。これにより、“人に健康被害を生じる（可能性のある）場合、都道府県知事は汚染原因者である特定施設事業場の設置者に汚染された地下水の浄化を命じることができる”こととなりました。平成9年3月には「地下水環境基準」が水質環境基準と同じ23項目について同一の基準値で設定されました。さらに平成11年2月に、これまで要監視項目であったほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が新たに環境基準に追加されました。

地下水環境基準＜健康項目＞のうち有機塩素系化合物の基準値

項目	基準値	項目	基準値
トリクロロエチレン	0.03mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L	シス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L

B. トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタンの4物質は自然界に存在せず、人体に対しては麻酔作用のほか肝臓・腎臓への障害や発ガン性が指摘されています。いずれも無色透明の液体で、揮発性・不燃性で比重が大きく粘性が小さく流れやすいため、一度土壌に浸透すると汚染が広がり、長期間汚染が継続します。

したがって、これらの物質が基準を超えた井戸水を長期間にわたって継続的に飲用することは好ましくありません。ただし、比較的揮発性が高いため、飲用する場合は曝気（空気によるかき混ぜ）や水を5分以上沸騰させれば90%以上取り除くことができます。

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン
別名	トリクレン	パークレン	メチルクロロホルム	塩化メチレン
示性式	CHCl=CCL ₂	CCL ₂ =CCL ₂	CH ₃ -CCL ₃	CH ₂ -CL ₂
性状	クロロホルム臭 水に難溶 比重1.46 沸点88℃	エーテル様臭気 水に難溶 比重1.62 沸点121℃	甘い臭気 水に難溶 比重1.35 沸点74℃	芳香性の臭気 水に難溶 比重1.32 沸点40℃
用途	・金属部品の脱脂洗浄 ・抽出溶剤	・ドライクリーニング ・金属表面の脱脂洗浄	・金属部品の脱脂洗浄 ・ドライクリーニング	・左3物質の代替物質 ・抽出溶剤

C. 武蔵野市地下水汚染状況の調査

市では、井戸使用状況調査・水質調査を行い、地下水汚染の実態把握に努めています。平成24年度の本市の実施結果は以下のとおりです。

平成 24 年度地下水モニタリング調査結果（調査地点数 75 か所）			
物 質 名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン
基準を超過した井戸	0 (0%)	27 (36%)	0 (0%)
0. 1mg/L 以上	0	0	0
0. 01～0. 1mg/L	0	27	0
検出限界～0. 01mg/L 未満	0	30	4
検出限界以下	75	18	71
最 大 値	0. 006mg/L	0. 026mg/L	0. 001mg/L
地下水環境基準	0. 03mg/L	0. 01mg/L	1 mg/L

上記のように、平成24年度はテトラクロロエチレンが27か所の井戸で基準を超過していました。汚染は市内全体にみられます。過去10年間の調査では、毎年多少の変動はありますが、環境基準を超過した井戸の数・率は横ばいの状況です。原因は過去、管理上の問題で地下に浸透した影響が考えられます。

平成 20 年度以降の調査結果で地下水環境基準を超過した地点数の経年変化は以下のとおりです。

地下水調査結果経年変化（東京都及び武蔵野市実施）				
年度	調査地点数	地下水環境基準超過地点数（超過率）		
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン
20	94	1 (1%)	33 (35%)	0 (0%)
21	96	1 (1%)	33 (34%)	0 (0%)
22	91	0 (0%)	31 (34%)	0 (0%)
23	87	0 (0%)	14 (16%)	0 (0%)
24	75	0 (0%)	27 (36%)	0 (0%)

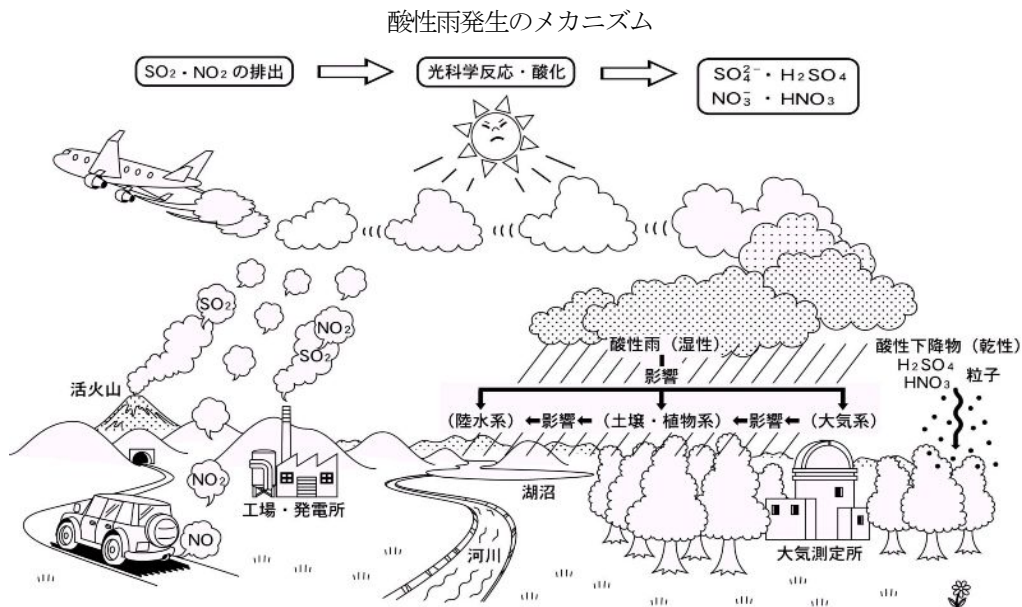
市内の浅井戸は、有機溶剤中、テトラクロロエチレンによる地下水汚染について、顕著な悪化は見受けられませんが、改善も見られない状況にあります。浅井戸の定期モニタリング調査を継続して、地下水質の監視を続けるとともに、有機塩素系溶剤を使用している事業場の指導を通し、地下水汚染の拡大防止に努めます。

A. 酸性雨生成のメカニズム

欧米で森林被害など顕著な環境影響を及ぼし、国境を越えた環境問題となった酸性雨は、日本でもその影響が懸念されるようになってきました。

酸性雨は、雨雲ができる際に酸性物質が取り込まれ、水滴中で酸性物質が生成して生ずるものです。酸性雨の主な原因物質は、硫酸イオン・硝酸イオンですが、これらは、石油や石炭などの化石燃料を燃焼すると発生する硫黄酸化物（SO_x）・窒素酸化物（NO_x）から生じています。硫黄酸化物の発生源は、工場、重油ボイラー、発電所、火山等であり、窒素酸化物の発生源は、自動車（特に大型貨物車）、発電所、焼却炉等です。都内では窒素酸化物の約5割強が自動車排気ガスから発生しています。

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中を輸送され拡散している間に、太陽光線や炭化水素、酸素、水による光化学反応等を受けて酸化され、硫酸塩、硝酸塩の粒子や酸性ガスに変化します。これらの酸性の粒子やガスが雨や霧に取り込まれ、粒子の状態で地上に降り注ぐことによって発生するのが酸性雨です。酸性雨発生のメカニズムを次の図で模式的に示します。



B. 日本における酸性雨の実態

環境省は昭和58年以来、酸性雨対策調査を行っており、その調査によると、ほぼ全国的に、pH4程度の酸性の強い降雨が観測され、次のことが明らかになっています。

- ・わが国の降雨は、酸性の強さが概ね横ばいで、その強さは欧米とほぼ同程度です。
- ・日本海側で秋から冬にかけて硫酸イオン濃度が高いことは、原因物質等が季節風に乗って大陸から運ばれてきている可能性を示唆しています。
- ・積雪地域で、春先の短期間に酸性成分を多く含む融雪水が流れることが確認され、今後の植生・土壌への影響が心配されます。
- ・原因不明の樹木衰退が報告されており、酸性雨との関係が否定できません。

現在も引き続き、大気・陸水・土壌・植生のモニタリング、陸水や森林生態系に対する影響等の調査が実施されています。

C. 武蔵野市における酸性雨の実態

市では、酸性雨の実態把握のため、昭和63年より市庁舎屋上において自動測定による降水のpHの測定を行っています。月ごとの降水のpH及び降水量と経年変化は、以下のとおりです。

平成 24 年度 月ごとの降水の pH および降水量

年月	降水回数	降水量(mm)	pH			導電率 (μS/cm)		
			最小	最大	平均	最小	最大	平均
24.4	9	129.5	4.2	6.0	4.8	0	151	36
5	14	245.5	4.1	6.1	5.1	0	165	16
6	9	180.5	4.3	6.3	5.2	1	157	13
7	10	138.0	3.9	6.1	4.9	1	177	20
8	6	26.0	4.3	6.6	4.7	4	41	23
9	16	230.5	3.9	6.4	4.9	1	211	17
10	6	68.0	4.0	6.2	4.7	0	84	17
11	6	79.5	4.0	6.1	4.8	1	94	12
12	7	47.5	4.5	5.8	4.9	0	145	9
25.1	4	49.0	4.7	6.0	5.4	0	71	7
2	3	15.5	4.2	5.4	4.6	2	130	24
3	8	40.5	3.7	6.3	4.4	0	279	47
年間	98	1250.0	3.7	6.6	4.9	0	279	20

※導電率…単位距離あたりの電気抵抗の逆数を表します、数値が大きいほど電気がとおりやすい（雨の中に不純物が多い）ため汚れていると考えられます。（S=ジーメンズ 電気抵抗Ωの逆数）

平成 24 年度は年間降水量が 1,250.0mm で少なめの降雨量でした。ただし、市設置の自動測定機の雨量計は酸性雨測定のバックデータとして降水量を記録しているものであり、欠測もあるため正確な降水量データとは言えません。あくまで参考データとして見る必要があります。降水の pH は 0.5mm 降水毎に自動測定されています。

降雨測定項目の経年変化

年度	降水回数	降水量 (mm)	pH			導電率 (μ s /cm)		
			最小	最大	平均	最小	最大	平均
20	96	1,874.5	3.57	6.10	4.5	3	144	21
21	89	1,580.5	3.5	6.2	4.7	3	127	17
22	86	1,514.5	3.8	6.8	4.7	1	228	17
23	86	1,381.0	3.8	15.7	4.9	3	149	22
24	98	1,250.0	3.7	6.6	4.9	0	279	20

D. 酸性雨と酸性降下物

酸性雨とは、工場や自動車から排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で反応して生ずる酸性の降下物です。雨・霧などの湿った降下物（湿性降下物）のみでなく、雨などに取り込まれない降下物（乾性降下物）も含めて、酸性降下物（＝広義の酸性雨）といいます。水の酸性の度合いは、「pH」と呼ばれる 0 から 14 の間の数値で示され、7 が中性、7 から小さくなるほど酸性が強くなり、7 より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。一般的に内陸の清浄な状態での大気中の降水は炭酸ガスの影響で pH 5.6 前後といわれており、これより pH が低い場合を酸性雨と呼んでいます。雨の酸性が強まると、土壌を徐々に酸性化させ、やがて有害な金属を溶け出させ、河川や湖沼、地下水を汚染させ、樹木にも大きなダメージを与えることになります。

施策② 生活環境の維持

事業名	担当課（施設）	該当頁
1) 公害苦情処理	環境部 環境政策課	66
2) スズメバチ等の駆除	環境部 環境政策課	67

1)	公害苦情処理	担当課	環境政策課
----	--------	-----	-------

A. 公害苦情受付状況

平成 24 年度に環境政策課で受け付け、現場確認後に処理した公害関係の苦情は 632 件でした。苦情の中で顕著なことは、建設解体工事関連が多く、従前は公害として捉えられなかった生活型であるその他の苦情相談件数の比重が高くなっています。東日本大震災後の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、放射線に関する問い合わせや相談は大幅に減少しました。それに代わり、PM2.5 に関する問い合わせや相談が寄せられました。

公害の典型的な発生源としての工場や指定作業場、あるいは事業活動によるものは、建設工事を除き少なくなっています。事業所は周辺に公害を発生させないことが定着しつつあると考えられます。

典型 7 公害に分類されない「その他」の件数の増加は、具体的には、近隣間の生活による騒音、空き地や空家の管理の不徹底による雑草の繁茂や樹木枝葉の越境、管理不足による衛生問題、犬猫による鳴き声、悪臭、あるいは自然生物（蜂・カラスを除く）での苦情や問い合わせの増加によるものです。

家庭生活あるいは自然環境から発生するものは、いずれも生活する上で止むを得ないものがあることから、法や条例等の基準による規制になじまない側面があります。しかし、発生者と被害者の感じ方や受け止め方の違い、猫の糞など衛生面での相談や申し出が多くなっていると推察できます。

街の中では隣同士が近接しており、一般家庭で使用する機器類の取扱い方や使用時間、設置場所などが思わぬところで隣人に迷惑をかけているかもしれません。相手の立場を理解し、近隣との良い人間関係が保たれていれば、未然に防げる問題は多いと思われます。

発生源別公害苦情受付状況

年度	典型 7 公害						その他		計
	工場	指定作業場	建設作業	一般家庭	飲食店・喫茶店	商店・デパート	空地・害虫他	放射線	
20	0	3	42	118	5	0	77	－	245
21	0	4	27	154	8	2	55	－	250
22	0	0	34	61	2	0	151	132	380
23	3	1	20	58	3	0	84	290	459
24	1	1	73	98	4	1	444	11	632

（同一場所で複数の案件が発生した場合は 1 案件で表示）

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線に関する対策として、市は、市内の土壌中の放射性物質・空間放射線量の継続的な測定、空間放射線量に関する市の基準値を上回った箇所の低減対策、小型簡易線量計の市民への貸出等を行いました。

放射線対策に関する詳細な内容については、別途、事務報告書（平成 24 年度版）に掲載しています。

現象別公害苦情受付状況

年度	典型 7 公害							その他		計
	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	放射線	その他	
20	9	6	0	11	0	95	6	—	118	245
21	15	7	0	18	0	80	13	—	117	250
22	5	10	0	10	0	41	10	132	172	380
23	1	5	0	5	0	24	8	290	126	459
24	37	10	0	18	0	100	12	11	444	632

2)	スズメバチ等の駆除	担当課	環境政策課
----	-----------	-----	-------

スズメバチ類は、植物につく害虫を旺盛に食べる生態系の中で重要な生物です。しかし、人に対する攻撃性も強い
ため、危険と判断した場合に巣の駆除を行いました。駆除数は、天候の影響により変動します。

駆除実績

年度	20	21	22	23	24
駆除数	91	56	59	76	65

施策③ 水の安定供給

	事業名	担当課（施設）	該当頁
1)	森林整備等の実施	水道部 総務課	68
2)	直結給水の推進	水道部 工務課	68
3)	揚水量の確保	水道部 工務課	68
4)	配水管網整備の推進	水道部 工務課	69
5)	漏水防止対策の実施	水道部 工務課	69

1)	森林整備等の実施	担当課	総務課（水道部）
----	----------	-----	----------

多摩地域の森林を守り健全に育成し、森林のもつ水源かん養機能を高め、水資源を確保していくために、桧原村にある「時坂の森」を整備しました。武蔵野市水道の森整備事業として、10年計画で行っています。

平成 24 年度 活動実績

公益財団法人 東京都農林水産振興財団事業への支援、森林整備、森林施業（造林）等

2)	直結給水の推進	担当課	工務課
----	---------	-----	-----

直結給水（直圧・増圧）方式の実施可能区域の拡大や貯水槽水道からの切替を P R し、直結給水を促進することで、安全でおいしい水の安定供給を図りました。

貯水槽水道の設置者に対し、定期清掃、施設の管理等について、積極的に指導・助言・勧告の関与を行いました。また、利用者及び設置者に情報提供を行い、直結給水の普及拡大を促進しました。

年度	20	21	22	23	24
直結給水建物件数	46	51	50	70	48
増圧ポンプ設置建物件数	46	41	45	30	30

3)	揚水量の確保	担当課	工務課
----	--------	-----	-----

取水量（市内の水源＝井戸からの取水量）及び都受水量（利根川水系及び多摩川水系の水）

年度	取水量(m ³)	受水量(m ³)	合計(m ³)	給水量(m ³)
20	13,270,981	4,980,100	18,251,081	18,251,081
21	14,776,130	3,399,400	18,175,530	18,175,530
22	14,319,998	3,762,100	18,082,098	18,082,098
23	14,349,170	3,397,900	17,747,070	17,747,070
24	13,891,423	3,566,500	17,457,923	17,457,923

市内水源における、地下水位の変動

年度	20	21	22	23	24
水源平均海拔 (m)	59.6	59.6	59.6	59.6	59.6
平均自然水位 (海拔)	5.6	5.5	6.2	8.5	8.3
水位 (地下m)	54.0	54.1	53.4	51.1	51.3

※地下水揚水規制を行なった昭和47年における自然水位 海拔－14.7m

4)	配水管網整備の推進	担当課	工務課
----	-----------	-----	-----

災害時にも安全でおいしい水の安定供給ができるように、配水管の新設や老朽管の更新などを行い、配水管路の耐震化を推進しました。

年度	管路延長 (m)	耐震管路延長 (m)	耐震化率 (%)
20	292,061.0	97,463.7	33.4
21	293,694.1	109,489.7	37.3
22	293,917.2	114,284.5	38.9
23	294,859.1	120,360.9	40.8
24	296,211.7	124,853.1	42.1

5)	漏水防止対策の実施	担当課	工務課
----	-----------	-----	-----

給水管及び配水管の漏水調査(宅地内・道路上)を行い、発見した漏水箇所を早急に修繕していくことにより、漏水による事故防止及び有収率の向上を図りました。

年度	漏水調査件数	漏水発見件数	箇所別漏水件数	
			宅地内	道路上
20	66,397	620	577	43
21	66,431	640	609	31
22	51,183	796	766	30
23	50,958	752	734	18
24	48,895	673	661	12

施策④ 水の循環システムの確立

事業名	担当課（施設）	該当頁
1) 雨水浸透施設の設置	環境部 下水道課	70
2) 透水性舗装の整備	都市整備部 道路課	70

1)	雨水浸透施設の設置	担当課	下水道課
----	-----------	-----	------

河川への雨水流出を抑制し都市型水害の軽減を図るとともに、地下水その他自然環境の保全と回復を目的として、平成6年4月に「雨水浸透施設助成金交付要綱」を、平成8年4月に「雨水流出抑制施設設置要綱」、「雨水浸透施設助成金交付要綱」を制定し、雨水流出抑制施設の普及に努めました。

雨水浸透施設の設置助成

年度	20	21	22	23	24
年度別助成金申請件数	26 件	19 件	13 件	45 件	64 件
浸透ます	102 個	71 個	57 個	184 個	270 個
浸透トレンチ	173.4m	57.2m	0.0m	37.0m	16.0m

※浸透トレンチ＝掘削した溝に碎石で充填し、この中に、溜めます等のます類と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き、トレンチ内の充填碎石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設

2)	透水性舗装の整備	担当課	道路課
----	----------	-----	-----

雨水流出抑制や地下水涵養を図るため、透水性舗装を施工しました。

年度	20	21	22	23	24
舗装面積（㎡）	5,109	7,729	10,991	9,927	12,190

第2章 事業所としての市の取組み

1. 環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づく取組みの成果

(1) 環境マネジメントシステム（ISO14001）の意義

環境基本条例や環境基本計画に基づく環境施策を推進し、市の事務事業に伴い発生する環境への負荷を低減させるため、環境マネジメントシステム（ISO14001）を構築し、運用しています。

※ ISO14001 の認証登録取得日…平成 12 年 3 月 28 日
(平成 23 年度に更新審査を受け、平成 26 年度までの認証登録が認められている。)

(2) ISO14001 の認証登録の範囲

施設名	施設名
本庁舎	第一小学校
武蔵境市政センター	第二小学校
中央市政センター	第三小学校
吉祥寺市政センター	第四小学校
商工会館市使用分（吉祥寺まちづくり事務所等）	第五小学校
クリーンセンター	大野田小学校
障害者福祉センター	境南小学校
保健センター	本宿小学校
南保育園	千川小学校
桜堤保育園	井之頭小学校
東保育園	関前南小学校
境南保育園	桜野小学校
境南第2保育園	第一中学校
吉祥寺保育園	第二中学校
境保育園	第三中学校
桜堤児童館	第四中学校
武蔵境開発事務所	第五中学校
水道部庁舎	第六中学校
第一浄水場	中央図書館
第二浄水場	吉祥寺図書館
	市民会館

(3) 著しい環境側面における目標管理項目等の実績

① 目標管理項目

◆ 全施設対象の項目

	H21 年度 実 績	H22 年度 実 績	H23 年度 実 績	H24 年度				目標との比較		目標 達成
				目標	上半期	下半期	年度実績	増減	増減比 (%)	
電気 (kWh)	20,141,170	20,303,768	18,165,811	19,700,730	9,258,357	9,045,510	18,303,867	-1,396,863	-7.1	○
コピー用紙 (枚)	27,296,770	28,012,852	27,800,038	27,703,220	14,595,699	13,897,072	28,492,771	789,551	2.9	×

◆ 施設別、部署別の項目

	H21 年度 実 績	H22 年度 実 績	H23 年度 実 績	24 年度				目標との比較		目標 達成
				目標	上半期	下半期	実績	増減	増減比 (%)	
ガス (m ³)	583,512	655,282	447,691	488,729	173,112	311,878	484,990	-3,739	-0.8	○
ガソリン (リットル)	55,531	59,176	44,594	57,569	22,553	20,521	43,074	-14,495	-25.2	○
軽油 (リットル)	4,563	5,073	2,909	3,834	1,400	2,030	3,430	-404	-10.5	○
灯油 (リットル)	10,758	11,259	6,169	11,146	1,674	6,748	8,422	-2,724	-24.4	○
重油 (リットル)	2,910	3,481	2,763	3,446	575	2,785	3,360	-86	-2.5	○
天然ガス (Nm ³)	9,461	11,053	10,087	10,942	4,771	8,201	12,972	2,030	18.5	×
水道 (m ³)	241,771	231,391	180,261		96,744	80,118	176,862			

・灯油…主に本庁舎の暖房のボイラー稼働の燃料として使用。通常は、クリーンセンターからの焼却廃熱を使用するため、クリーンセンターの定期整備やごみ焼却量の減少により焼却廃熱が使用できない場合に、灯油の使用量が増加する。

② 維持管理項目（全施設対象の項目）

	H21 年度 実 績	H22 年度 実 績	H23 年度 実 績	—	H24 年度 実 績	前年度との比較
						増減
廃棄物	22,566 袋	22,043 袋	18,777 袋		19,026 袋	249 袋
資源物	10,508 袋	10,741 袋	8,812 袋		8,844 袋	32 袋

・ 1 袋=45 リットル

2. 市役所地球温暖化対策実行計画の推進の成果

市の組織全体から排出する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図るため、第二次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画（平成 20 年 12 月策定）に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組みました。

(1) 第二次計画の概要

① 計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づく、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画〔事務事業編〕）」

② 計画の期間

2009（平成 21）年度から 2012（平成 24）年度まで

③ 対象とする事務及び事業の範囲

環境マネジメントシステム（ISO14001）の対象施設で実施する事務及び事業

④ 削減対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

⑤ 削減目標の基準年度

2005（平成 17）年度

⑥ 削減目標

表 1、2（次頁）のとおり

⑦ 削減のための取組み内容

環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づく省エネ・省資源の取組み

(2) 第二次計画の推進の成果

① 目標値と実績値について

表 1、2（次頁）のとおり

② 総括

・エネルギーの消費に由来する二酸化炭素の排出量について

2009（平成 21）、2010（平成 22）年度については目標を達成することができましたが、2011（平成 23）、2012（平成 24）年度については目標を達成することができませんでした。（表 2 を参照）目標を達成することができなかった主な要因は、東京電力福島第一原子力発電所の停止に伴い、電気の二酸化炭素排出係数に大幅な変更があったためです。なお、電気の使用量自体は、2011（平成 23）、2012（平成 24）年度とも、基準年度である 2005（平成 17）年度よりも減少しています。

※電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、電気の使用量に二酸化炭素排出係数を掛けあわせて算出します。各年度の二酸化炭素排出係数は次のとおりです。2009（平成 21）年度…0.384、2010（平成 22）年度…0.375、2011（平成 23）年度…0.464、2012（平成 24）年度…0.464（暫定値）

・温室効果ガス全体の排出量について

目標を達成することができませんでした。（表 1 を参照）目標を達成することができなかった主な要因は、上述した電気の二酸化炭素排出係数に大幅な変更があったことに加え、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正（2009〔平成 21〕年度）により廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素排出量の算定方法に変更があったためです。なお、廃プラスチック類の焼却量を算定するもとなる廃棄物の焼却量は、計画期間の各年度とも、基準年度である 2005（平成 17）年度よりも減少しています。

● 表1 温室効果ガス排出量の目標と実績（2012〔平成24〕年度）

温室効果ガス	2005（平成17）年度 〔基準年度〕 排出量 （kg-CO ₂ ）	2012（平成24）年度						
		＜目標＞			＜実績＞			
		排出量 （kg-CO ₂ ）	増減率 （基準年度 比％）	増減量 （基準年度比 kg-CO ₂ ）	排出量 （kg-CO ₂ ）	増減率 （基準年度 比％）	増減量 （基準年度比 kg-CO ₂ ）	達成 状況
エネルギーの消費に 由来する二酸化炭素 （※1）	9,634,886	9,119,601	▲5.35	▲515,285	9,724,003	0.92	89,117	×
温室効果ガス（※2）	22,548,870	22,033,585	▲2.29	▲515,285	25,094,933	11.29	2,546,063	×

● 表2 エネルギーの消費に由来する二酸化炭素排出量の目標と実績（2009〔平成21〕年度から2012〔平成24〕年度まで）

温室効果ガス	2009（平成21）年度（kg-CO ₂ ）			2010（平成22）年度（kg-CO ₂ ）			2011（平成23）年度（kg-CO ₂ ）			2012（平成24）年度（kg-CO ₂ ）		
	＜目標＞	＜実績＞	達成 状況	＜目標＞	＜実績＞	達成 状況	＜目標＞	＜実績＞	達成 状況	＜目標＞	＜実績＞	達成 状況
エネルギーの消費に由来 する二酸化炭素（※1）	9,552,989	9,231,817	○	9,408,466	9,282,211	○	9,263,942	9,583,593	×	9,119,601	9,724,003	×

※1 エネルギーの消費に由来する二酸化炭素：ガソリン、灯油、重油、都市ガス、圧縮天然ガス、軽油、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素

※2 温室効果ガス：エネルギーの消費に由来する二酸化炭素、廃プラスチック類の焼却に伴い排出される二酸化炭素、車両の走行に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、廃棄物の焼却に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、カーエアコンの使用等に伴い排出されるハイドロフルオロカーボンの合計

● 表 3 温室効果ガス排出量（2012〔平成24〕年度）

温室効果ガス	項目	合計	排出係数	排出量 (kg-CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC)	地球温暖化係数	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン(1)	43,074	2.32	99,932	1	99,932
	灯油(1)	8,422	2.49	20,971	1	20,971
	軽油(1)	3,430	2.58	8,849	1	8,849
	A重油(1)	3,360	2.71	9,106	1	9,106
	都市ガス(m ³)	484,990	2.23	1,081,528	1	1,081,528
	圧縮天然ガス(m ³)	12,972	2.23	28,928	1	28,928
	電気(kWh)	18,303,867	0.463	8,474,690	1	8,474,690
	エネルギーの消費に由来する二酸化炭素の合計					9,724,003
	廃プラ焼却量(合成繊維)(t)	901	2,288	2,061,488	1	2,061,488
	廃プラ焼却量(合成繊維を除く)(t)	4,608	2,765	12,741,120	1	12,741,120
	計			24,526,611	1	24,526,611
メタン (CH ₄)	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却			43	21	906
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却			1,825	310	565,726
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用			1	1,300	1,690
合計						25,094,933

※排出係数は「地球温暖化の推進に関する法律施行令第三条」（最終改正平成22年3月3日）による。

※電気の排出係数…平成23年度東京電力調整後排出係数

参 考 資 料

1. 武蔵野市環境基本条例（平成 11 年 3 月 19 日 条例第 9 号）

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。

しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源、エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域や国々に依存していることを忘れてはならない。

私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 環境の保全は、持続的な発展が可能な、環境と共生する都市を構築し、良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において推進されるとともに、市民、事業者及び市が協働することによって取り組まれなければならない。

（市、事業者及び市民の責務）

第 3 条 市は、環境の保全を図るため、市民及び事業者との連携に努めるとともに、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（基本的施策）

第 4 条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (i) 公害を防止し、健康で安全な生活の確保を推進すること。

- (2) 自然環境を保全し、人と自然との触れ合いの確保を推進すること。

- (3) 資源の循環的利用及びエネルギーの効率的利用を推進すること。

- (4) 廃棄物の減量及び再利用を推進すること。

- (5) 環境に関する情報を提供するとともに、環境の保全に関する学習を推進すること。

- (6) 環境への負荷の低減に資するまちづくりを推進すること。

- (7) 環境への負荷の低減に資する人と物の移動手段の整備及び利用を推進すること。

- (8) 日常生活及び事業活動における環境への配慮を推進すること。

- (9) 良好な景観を確保するとともに、歴史的文化的遺産の保全を推進すること。

- (10) 環境の保全に関する広域的な協力を推進すること。

- (11) 地球環境の保全を推進すること。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

（環境基本計画）

第 5 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 5 項に定める基本構想を踏まえ、武蔵野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全について、目標及び施策の方向を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ武蔵野市環境市民会議の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の実施にあたっての義務)

- 第6条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。
- 2 市は、施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 3 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

- 第7条** 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(緑豊かな環境の確保の推進)

- 第8条** 市は、緑（樹林、樹木、農地、草花等をいう。）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の保護育成及び緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

- 第9条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の消費抑制及び循環的利用、エネルギーの消費抑制及び効率的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

- 第10条** 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、これらの者による自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、家庭、学校、地域及び職場における環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(環境影響評価)

- 第11条** 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(情報の収集及び提供)

- 第12条** 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切な方法により提供するものとする。
- 2 市は、国、他の地方公共団体、研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

- 第13条** 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

- 第14条** 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する取組が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(広域協力等の推進)

- 第15条** 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- 2 市は、国内及び国際交流において、環境の保全に関する協力の推進に努めるものとする。

(環境市民会議)

- 第16条** 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。
- 2 市民会議は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 年次報告書に関すること。
 - (3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。
 - 3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

2. 武蔵野市環境方針

< 基 本 理 念 >

私たちが受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくためには、物質的な豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会を築いていかなければなりません。とりわけ、武蔵野市は、日々必要とする資源、エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄、処理を他の地域や国々に依存しています。

これらのことを深く認識し、あらゆる施策の基底に環境への配慮を置き、市民や事業者と協働して環境保全活動を推進することにより、持続的発展が可能な都市の構築を目指します。

< 基 本 方 針 >

- 1 武蔵野市はすべての事業活動において関係法令を遵守し、環境汚染の予防を徹底します。
- 2 武蔵野市はすべての事業活動において省エネ・省資源・ごみの発生抑制に努めます。
- 3 武蔵野市は組織全体で環境保全活動の改善を図り、環境保全に取り組んでいきます。
- 4 武蔵野市は環境基本計画に定められた市の役割に基づき、以下の施策を推進します。
 - i) 一人ひとりの自発的な学びを支援し、市民と課題を共有し、より良い環境を作り上げます。
 - ii) 環境にやさしい暮らし方への転換を目指します。
 - iii) 生物多様性を保全しながら、自然環境を守り、再生し、良好な緑環境と水循環を創り出します。
 - iv) ひとにやさしい交通環境に変えていきます。
 - v) 環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。
 - vi) 安全・安心で快適に暮らせるまちにします。

以上、ここに公表いたします。

平成 24 年 5 月 2 日

武蔵野市環境管理総括者 武蔵野市長 邑上 守正

平成 24 年度版 武蔵野市の環境保全
ー環境施策に関する年次報告書ー

平成 25 年 9 月 発行
武蔵野市 環境部 環境政策課
〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28
TEL0422-60-1841 Fax0422-51-9197
E-mail sec-kankyou@city.musashino.lg.jp